

被災者・被災地が主役の復興を目指して

県民センター設立6周年総会

村井県政・奥山市政の

「復興の6年間」

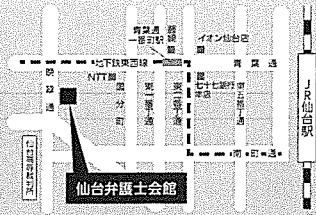
を検証する

!!

被災当事者、支援者の方々をはじめ、
どなたでもご参加いただけます。そ
れぞれの立場からの発言で、村井県
政・奥山市政の「復興」を検証する
とともに被災者本位の復興と一緒に
考える場にしたいと考えています。
多くの県民の皆様のご参加をお待ち
しています。

[会場] 仙台弁護士会館
4階大ホール

仙台市青葉区一番町2-9-18 TEL 022-223-1001(代)



東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

仙台市青葉区大町2丁目5-10-305
TEL 022-399-6907 FAX 022-399-6925

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター設立6周年「総会」

2017年6月24日（土）
於：仙台弁護士会館
【総会次第】

（司会：副事務所長・及川 薫）

13:30 開会

開会あいさつ

代表世話人 青木正芳

13:35 情勢報告（45分）

東日本大震災、宮城県の復旧・復興の現状と「創造的復興」

事務局次長 小川静治

14:20 基調報告Ⅰ 「村井県政の復旧・復興の6年間を検証する」（25分）

代表世話人 綱島 不二雄

基調報告Ⅱ 「県民センターの今後の課題と活動の方向性」（10分）

事務局長 菊地 修

14:55 討論（60分）

被災当事者・各分野からの発言、フロア参加者からの発言

15:55 財政報告（5分）

事務所長 金田 基

16:00 休憩（10分）

16:10 討論のまとめ（10分）

代表世話人 綱島 不二雄

16:20 世話人・事務局の紹介（3分）

事務所長 金田 基

16:23 アピールの提案・採択（5分）

（提案）代表世話人 小澤 かつ

16:28 まとめ（閉会あいさつ）

代表世話人 村口 至

閉会 16:35（予定）

目 次

1. 情勢報告 東日本大震災、宮城県の復旧・復興の現状と「創造的復興」
【資料一別刷り】
2. 基調報告 I 「村井県政の復旧・復興の 6 年間を検証する」 (1~6)
II 「県民センターの今後の課題と活動の方向性」 (7~8)
3. 村井県政・奥山市政の「復興の 6 年間」
 - 住まいと暮らしの再建をめぐって…………… (9~13)
 - 被災者の医療費等減免措置をめぐって …………… (14~16)
 - 東北メディカルメガバンク事業 (TOMMO) の進捗状況…… (17~18)
 - 宮城の農業・漁業—復旧・復興の現状と課題…………… (19~20)
 - 3.11 から 6 年—宮城の教育は…………… (21~22)
 - 「創造的復興」をめぐる諸問題…………… (23~27)
仙台空港民営化 広域防災拠点 水素エネルギーの復旧促進 水産業復興特区
 - 復興を妨害する原発再稼働・石炭火力推進の転換を…………… (28~29)
 - 指定廃棄物最終処分場建設、「いっせい焼却方針」をめぐって… (30~31)
4. 財政報告 【別刷り】
 - 1) 決算報告
 - 2) 会計監査報告
 - 3) 予算案
5. 代表世話人、世話人、事務局体制 について 【別刷り】
6. 「事務局」活動日誌 ……………… (32~39)

基調報告 I 「村井県政の復旧・復興の6年間を検証する」

代表世話人 綱島不二雄

I. はじめに

大震災から6年間の村井県政の復旧・復興施策の帰結は、国の復興構想会議の主要メンバーが「我々が予想したものとはまるかに超える大規模なもの」と言うほどの惨事便乗型の大規模土木工事に終始したこと、ならびに被災者の声に一切耳を貸さない、被災者の権利を無視した「強権的」姿勢を貫いているということに尽きます。

村井知事も、国の復興構想会議のメンバーの一員ですが、そこで出された諸方策を実際にひたすら忠実に実行に移してきた結果が、大規模土木工事と被災者の困惑・困窮をもたらしていると言えます。

大震災当初、村井知事は「暴動が起こるのではないか懸念した」と述べていますが、それはきわめて権力者目線であったと言えます。「ショック・ドクトリン」(ナオミ・クライン)で取り上げている事例の多くは、民衆の暴動につながる大資本の災害便乗型利潤追求の姿です。しかし、今回の大震災で県民は、深い悲しみ、混乱につきおとされました。しかし、整然と行動しました。その限りでは、復旧に向けて先ず被災者と直面する問題、当面の見通し等の様々な要求について話し合う一東松島市がそうであったように被災者本位の復旧・復興に向けて話し合う素地は充分にあったのです。知事は被災者の状況には目もくれず、復旧土木工事の最優先着手にと一方的に舵を切ったのです。

復旧・復興の途上でも、県は、被災者の要求を真正面から受け止めることはありませんでした。私達は、この間にあって、被災者の状況、要望を汲み取り、国・県と対峙する活動を今日まで続けてきました。長い仮設生活から、復興公営住宅に移ったものの、被災者の生活状況は困難さを増しています。多くの自治会長さんが孤独死を含む復興災害を危惧している状況に対して、村井知事は等閑視をきめこんでいるのです。そればかりか、巨大な高台居住地造成、そこでのデベロッパーが提供した商業施設を復興典型例として持ち出し、国の復興策としての大規模土木事業を中心とする「成果」を強調する姿勢をとりつづけています。

県民センターは、被災者が抱える諸課題をしっかりと把握し、その解決に向けての活動により大胆かつ精緻に取り組み、かつ今後予想される大震災に備え準備を進めている地方自治体に向けて、東日本大震災の轍を踏まないためにも今以上に情報発信に努めていかねばなりません。

II. 村井県政の復旧・復興施策とそれがもたらしたもの

村井県政の復旧・復興策は多岐に及んでいますが、その主要なものについて、以下、その施行プロセス、問題点、課題等について述べます。

1. 防潮堤

宮城においては、チリ地震津波被災以降、防災体制が整備され、以後50年間、津波被害は防いできました。今回の大震災の規模は、数百年に一度のものであり、今回のような大規模な津波を巨大防潮堤（これに加えて沿岸道のカサ上げによる二線堤計画）で止めるることは、ほぼ不可能かつ無駄な追加投資を将来にわたって必要とし、沿岸部地域の海との共生を大きくゆがめるものとなります。

巨大防潮堤は、延々と連なる県南沿岸に最初に着手、そこは、国有地で、後背地

は建築制限区域指定であり、早々に完成させてしまいました。

現在予定されている県北部リアス式の小さな浜で防潮堤建設が実施されれば、海と浜は完全に遮断され浜の生活破壊は必定で、その防潮堤は一体何を守るのかと言う問題となります。浜の青年層が独自の浜と海とくらしの共生案を出しているところもあります。県はしっかりと未来の担い手に耳をかすべきです。

2. 高台移転

大規模高台移転は、大手コンサルタント企業によってあらかじめ想定された事態に対応した設計計画に基づき実施されました。実施にあたり、既存の土地所有確認に多大な時間と労力を要し、担当した地元企業は大きな苦労を背負いました。生活インフラは未完成、先の見通せないプランは、人口流出の一つの要因ともなりました。また、宅地用地造成費用は多いところでは一戸当たり 1 億円程度の費用を要しており規模の大小を問わず、多くの困難をかかえる事業です。

3. 職住分離

これは生業（商店、農家、漁家）の否定につながります。地方の生業は、商店は店と住宅が一体、農家は農地と一体、漁家は漁場と一体となって営まれてきているからです。

例えば、南三陸町の“さんさん商店街（仮称）”は、震災直後から地域再建への願いを込めて、また、各地からの被災者の来訪を受けて頑張ってきましたが、高台造成により、新たに作られた商店に家賃を払って自宅から通うことになり、労力・資金等の面から、出店をあきらめざるを得ない例も出ています。

農家は、大規模（1 区画 1ha）圃場になり、漁家は高台移転を余儀なくされたために、兼業農家は、営農がきわめて困難となりましたし、漁家も同じで、家族での日常的浜作業が困難となりました。これでは、被災地の復興はきわめて困難となります。これまでの生業が可能となる何らかの方策をとることは不可避の条件です。

4. 民間資本導入

村井知事は「復興事業に民間資本を導入し、復興をすすめる」と言って民間資本の導入を唱えています。しかし、民間企業は新規分野への参入ないしは、市場拡大につながるかという点で参入するのですから、復興に民間資本導入とは、生業部門の企業化が目標とされ、被災者の復興とはかけはなれたものになります。

今回の大震災では水産特区——民間資本導入のため漁業権を民間にも開放する——の導入が図られました。漁業権は、昔から各浜の漁民の権利を守り、混乱を避けるため、歴史の中から生まれた浜に特化した権利で、単に漁獲だけでなく浜の資源保全、公平な漁獲、公正な海面利用に資すための漁民固有の権利です。漁業法の中には、この漁民と組んで企業が参入する権利も明記されています（ただし、権利取得の優先順位は低い）。村井知事は、この優先順位を同一とするものとして漁民・企業合同会社（桃浦カキ生産者合同会社）を漁業法に沿って設立、糾余曲折を経て漁業権を付与しました。来年 2018 年は、その更新期となります。

その合同会社で商標登録（桃浦かき）とは異なる他の浜のかきを混入していたことが明らかになりました。その偽装問題は、単に合同会社にだけにとどまらず、県漁業のカキにも大きなダメージを与えています。さらに合同会社の慢性的赤字も表面化してきました。このままでは、当初危惧された問題点が、異なった形で表面化することも予想されます。合同会社の実質的親会社に漁業権がわたることも危惧されます。村井知事の民間資本の導入は、企業の漁業復興支援どころではない重大な

事態も招きかねない状況を生み出しているのです。今日までに住民自治の行政への反映可能な組織として、行政委員会があります（漁業権を審査する海区漁業調整委員会もその一つです）これが、相次いで改変されています。「特区」を契機に、海区漁業調整委員会にもその手が伸びてくることも懸念されるのです。

5. 惨事便乗型行政

村井知事は、復興の重点として直接的には被災者の復旧・復興にはかかわりの薄い以下の三点を挙げました。「空港の民営化」「広域防災拠点構想」「医学系大学の新設」の三つです。そしてこれらは実施されましたが、予想された通り、惨事便乗型行政という結果となりました。

1) 空港民営化：空港民営化は実現しましたが、早くも空港一各観光地間バス路線問題も浮上しています。村井知事のアクセス鉄道等への投資方針は何をもたらしたのか、検証必至です。

2) 広域防災拠点構想：はじめに宮城野原ありき

私たちはこの構想に対して、しっかりと論拠を示し県に問題提起してきました。しかし、県は不誠実な対応に終始しています。問題は以下の 2 点です。

① JR 貨物の新ターミナル建設資金援助

② 防災拠点としては不適当

3) 医学系大学構想——形を変えてメディカルメガバンク構想

知事の突如の医大創設発言に端を発したこの問題は、東北医科薬科大学の設立に帰結しました。この間に、あらたな国家プロジェクトである「メディカルメガバンク」なるものが導入されることになりました。

これは、主として国と東北大との関係ですが、被災地の住民（三世代世帯が多いが理由）15 万人分の遺伝子収集計画が基本とされ、その母体となる「東北メディカルメガバンク構想」は東北大が中心となって企画・実施されました。現在当初の計画を達成し、主体となった東北大では、「次世代医療基盤法」（2017 年成立）により、新たなゲノム（遺伝子情報）医療が展開されようとしています。

私達はこの構想に対して、医学研究の倫理「ヘルシンキ宣言」違反、全般的議論不足をあげて、独自にかつ当時者側にも公開性を求めて運動を展開してきましたが、残念ながら議論不足のまま、「ゲノム医療」が始まろうとしています。私たちは、例えば遺伝子情報により特定個人が不当な差別を受ける危険等、これに強い不安を感じています。

→P.17～参照

III. 被災者の権利と村井県政

村井知事は、これまでふれてきたように、被災者の権利には一切目を向けず、もっぱら國の方針を機械的に、かつ強権的に実証したのみでした。「住まい」で言えば、仮設住宅は、県の担当です。県は、プレハブ仮設住宅の全てを何の注文（暑さ、寒さ、湿気等への対策）を付けることなく事前協定により協会に一括発注したきりでした。それ以外の住まいに対する要求は一切受け付けませんでした。以下に被災者の権利無視の村井知事のこれまでをいくつかの点について述べておきます。

1. 公営住宅政策に関与せず：被災者の権利無視（「住まいは人権」）、一切関与せず
岩手県は、高層住宅は県が分担することにより、各自治体は、木造の平屋住宅や低層住宅を提供しています。

→P.9～参照

2. 医療費負担軽減措置：県は一切関与せず。岩手県は岩手県内各自治体と充分協議し現在まで被災者医療費窓口負担ゼロを実施中。

→P.14～参照

3. 放射性汚染廃棄物処理：最終処分場建設、 $8000\text{bq}/\text{kg}$ 以下汚染廃棄物の一斎焼却を全県市町村会議開催で推進企図

→P.30～参照

IV. 復旧・復興に見えた被災者の底力（復興力）

被災者は、大震災に際し、ただ事態に当惑しているだけではありませんでした。多くの被災者が、実際に声をあげ、自力で自分達の復興への道を切り拓いた事例は多くあります。それ以上に、国・県の力が被災者の権利を無視して、素早く強く働いたというのが、この6年間だったのです。ここでは、こうした被災者の動きの例をいくつか見ておきたいと思います。こうした動きは、これからの大震災が予想されている事態に、国内の各自治体の防災体制構築が充分間に合うようにしっかりと確認しておきたいと思います。

1. 気仙沼市小泉地区の自主集団防災移転計画：

発災当日、小泉地区の住民はただちに、学校のある高台に避難し、眼下に自分達の集落が破壊され、消滅していく姿をしっかりと目に刻んだのでした。被害の甚大さにもう集団移転しかないという思いで一致したのでした。避難した高台の少し奥に自分達の山林もあり、そこを候補地にしようと決め、全員で協議を始めました。気仙沼市当局は、大災害の対応に追われ、結局独自活動が中心となりました。人伝てに北大教授の存在を知り、その方の指導を受けつつ、移転計画作りを始め、自ら復興庁へ足を運ぶなどして、構想をまとめましたが、市当局の動きがそれに追いつかず、申請は1年間先延ばしされました。

計画は、高齢者世帯を中心にそれを取り囲むように各自の住居が配置された100戸余りのコミュニティが計画されました。着工のおくれから10戸余りが抜けましたが、計画どおりのコミュニティが完成しています。現在は利便性を高めるための努力がつづけられているところです。

2. 雄勝花街道物語：

石巻市雄勝（旧雄勝町）は、雄勝硯、東京駅のスレート葺屋根材の産地として名のある景勝地です。低い山並に囲まれた雄勝湾に町の中心部はありましたが、大津波で中心部は壊滅しました。当時現職教員であったT氏ご夫婦は、なんとしても元の賑わいと伝統技術を残したいと、震災学習に取り組みました。ボランティア、地元の方々の援助を得て、小さいログハウスを建て、フラワーガーデンを作りました。そこが地域の小さな交流の場になりました。その後の活動も含めて、マスコミにより「花街道物語」として広く報道されました。さらに最近では、「オリーブの作付け北限」活動も加わり、今年1月「北限オリーブ研究会」の一員となり、東北各地での活動との連携がはじまり、花を通じての町づくり運動の母体となりました。そこに9.7mの防潮堤建設と県道の嵩上げによる二線堤構想、さらに盛土による中心部造

成案が持ち込まれました。これまで4.7mの防潮堤で美しい景観に親しんできた住民にとっては、受け入れがたい提案でした。T氏を中心に、これまで通りの再建を求めて県・市との交渉を繰り返しましたが、盛り土高台と二線堤工事は強行され、防潮堤工事も着手されました。フラワーガーデンも移転を余儀なくされ、少し離れたところに移転は決め活動の輪もさらに大きなものになりつつあります。地域の状況にも変化がおきています。廃業やむなしと考えていた現職人の中には、現技法を生かした新しい製品に取り組むなどの動きも出ています。町づくりに向けた住民の力と思いが土建利潤以外何の意味も持たない9.7mの防潮堤が、町の復興には、何ら寄与しない典型例であることを如実に示しているのです。と同時に、被災者の地元への熱い思いを深く感じるのでした。

3. 仙台市若林区の現地自主再建計画：

仙台市若林区三本塚集落は、海岸線から2.5kmに位置し、2m超の津波により、全戸全壊判定、農機具等もすべて失いました。当初、集団防災移転やむなしと考え始めていた住民は、二度目の津波シミュレーションの結果、現地再建となつたのです。これはゼロから自立しなさいという国からの宣告と受け止めざるを得ない現実でした。復旧の中心的役割もはたしていた平I氏は「我々は国から見離されたのだ」と落胆をかくしきれませんでした。しかし、400年の歴史と文化をもつコミュニティです。なんとか現地再建をと、被災を免れた土地所有者と話し合い、そこに集団で移住する構想等様々な試みを行いましたが、行政の壁はきわめて堅いものでした。

しかし、集落の農業の中心的担い手であった農家の現地での畠地への栽植を機に、現地再建の機運が湧き出しました。不幸にして亡くなられたI氏の後を継いだ兼業農家O氏の自治会での奮闘もあり、行政には町内会としての要望の方が受け入れられやすい現実に対応するため、O氏が町内会長に選出され現地再建への歩みが本格化しました。2015年には、現況に合わせて新町内会として再出発することにしました。正会員76戸（住居も町内）、準会員12戸（農地が町内で希望する人）の88戸です。旧町内会（106戸）の70%の規模になりましたが、正会員は、ほぼ自宅を再建しています。

現地再建を可能とした条件としては、次の4点ほどが考えられます。第一は保険加入、第二は、全壊判定であるが、旧家の柱等は太く頑丈だったこと、そして第三は400年の歴史の中で育ってきたコミュニティの力、加えてしっかりとした営農組織の存在です。第四は、営農条件が整っただけでなく、後継者も同居するようになったことも大きな契機となったと考えられること。目下、地区外からの就農希望もあり、その実現に向けて行政の柔軟な対応を求めているところです。

農漁村におけるコミュニティにとって、現地再建は復興意欲の大きな糧なのです。大震災からの復興の教訓として、現地再建をしっかりと視野に入れて考えていく必要があるように思われます。

4. 宅地被災への仙台市独自の取り組みを生み出した市民運動：

今回の大震災は、19年前のみやぎ沖地震と同じ地区に多大の宅地被害をもたらしました。古くからの宅地造成地帯の一つである仙台市緑ヶ丘地区は、甚大な地滑りの被害を再度受けました。みやぎ沖地震当時、宅地被災・擁壁被災を受けた住民は、緑ヶ丘4丁目被害者の会を結成し、宅地被害からの復旧に取り組み、一定の成果を得ていました。

今回の被災に対し、地域住民は、当時の被害者の会メンバーに加えて、県民センターの宅地被害ネットワークと共に、共同の力で、仙台市全域の造成宅地被害の状況を把握し、市当局と復興に向けての話し合いをくり返し持ち、従来までの国の制度の柔軟な運用、これを生かした仙台市独自の対策案を作り上げ実施にもちこみました。

その内容は：

(1) 国の「大規模盛土造成地滑動崩壊防止事業」の条件緩和、交付率改善により「造成宅地地滑動崩落緊急対策事業」をつくらせたこと。

その結果①被災地1ヘクタール当たり1億6千万円の工事費上限の運用緩和
②民・民境の擁壁及び宅地被害を震災復興特別交付税で公共事業の対象にさせた。——これは、私有財産には国費投入せずとの原則に再度風穴をあけたものです。

(2) 新潟・中越地震の特例措置「災害関連地域防災がけ崩れ対策」を適用させた。

その結果：この①・②2つの制度適用により、仙台市が被害認定した4,031宅地のうち3,224宅地とおよそ80%が全額国負担による公共事業の対象となったのです。

多くの被害者の結集と、専門的知識を活用したねばり強い市当局との交渉結果から得た大きな成果といえます。ただ課題も多く残されています。これまでの運動成果が、造成地の法面、擁壁、崩落抑止杭の打設等に限定されているため、例えば、宅地の亀裂や陥没は、土砂等の補填だけに限られています。安心して暮せる環境の実現には、やはり被災者生活再建支援金の住宅再建に見合う額までの引き上げ運動の拡充が大切です。

V. これからのかの課題

復興は、まだ終わっていません。とくに被災者は置き去りにされているといって過言でない状況におかれています。当面する課題として、例えばこれ以上の孤独死を出さないための地域と結びついた活動を被災者と共に展開し、当面する被災者の状況把握と対応策を提示し、要求行動を強めていくことです。そして二度と今回の轍を踏まないための準備策の検討と情報発信、そのために災害対策法体系の抜本的改正に向けて専門家との連携を深めていきましょう。被災者無視の惨事便乗型土木工事事業は、村井知事の提唱する「富県宮城」と相呼応するものです。「大企業は富み、県民は困窮す」に帰結するものです

被災者本位の復興の実現を目指す私たちの活動は、国これまでの復興政策の矛盾を明らかにするものであり、震災の風化どころか、村井復興政策の矛盾を際立たせるものとなり、ひいては「富県宮城」県政の矛盾に迫るものです。

この間、私たちの経験した村井県政は、まことに不誠実なものであり、国の忠実な下僕ともいえるものでした。間もなく知事選挙を迎えます。私達は、残念ながら知事の姿勢は、明らかに、政治的民主主義の理解に欠けていると言わざるを得ません。これから日本の未来を考える時、私達の子供世代の未来を考える時、「地方自治を大切にする」「市民の意向を尊重する」知事の出現を期待しないわけにはいきません。被災者への対応は、そのまま県民への対応となるのですから。被災を乗り越え「新しい宮城」を生み出そうではありませんか。

以上

基調報告Ⅱ 県民センターの今後の課題と活動の方向性

第1 今後の課題

1 村井宮城県政「創造的復興」の大胆な政策転換を

村井知事は、阪神・淡路大震災の教訓から学ばず、反県民的で極端な「創造的復興」の名の下で巨大土木事業にまい進しています。例えば、①長大な海岸線に巨大な防潮堤の建設、②大規模な盛土復旧や高台移転の推進、③「仙台空港の民営化」とアクセス鉄道への巨額の投入、④「地域防災拠点」整備と称して宮城野原貨物ヤードの巨額買収を推進等々、まさに被災者に対する支援は二の次とし、県民への説明も不十分なままに震災を利用した巨額の投資で県の土建開発に奔走しているのが現状です。これらは、宮城県の未来の発展への道を閉ざしかねないものと考えます。

復旧・復興は、日本国憲法13条、25条等にもとづく被災者の憲法上の権利です。「みやぎ県民センター」は、震災後7年目を迎えるにあたり、あらためて宮城県に対し、「創造的復興」から「被災者・被災地が主役の復旧・復興」へ 憲法を尊重した大胆な政策の転換をあらためて強く求めるものです。

2 奥山仙台市政の転換を

最近仙台市の異常さがさらに際立っています。「医療」では、国の補助が削減され宮城県の支援もない苦しい財政状況下で県内6市・3町が被災者の医療費免除制度を継続しているにもかかわらず、十分な財政基盤もあり、かつ最大の被災者を抱える仙台市が頑なに免除を拒否しています。「住い」では入居希望者に対して、公営住宅建設が不足していることが明確になっているにもかかわらず、頑として追加整備には応じていません。また、あすと長町復興公営住宅ではやっとの思いで入居がかなったのも束の間、公営住宅の建設を手掛けた業者と同一事業者による隣接地

(南側と東側)への2棟の超高層マンション建設が計画・着工されています。公営住宅の環境は大きく損なわれ、冬至の日にはほとんど日照がなくなることになります。国の行き過ぎた規制緩和がその根源にありますが、仙台市は議会でこのことを追及されると、「商業地だからかまわない」、「受忍限度内である」と平然と言い放ちました。さらに蒲生北部地区で住宅を補修して住んでいる被災者に、津波被災者再建支援金を支給しないという差別行為も行なっています。

私たちみやぎ県民センターは、仙台市に対しても被災者に寄り添い、やさしい市政への転換を求めていきます。

第2 今後の方向性

1 財政強化

県民センターのすべての活動の基礎である財政基盤をさらに強化する。団体拠出金とともに、個人カンパの取り組みも強化します。

2 今後の県民センターのあり方、世話人会、事務局会議の充実

昨年10月～12月に世話人の方々からいただいた様々なご意見をもとに今後の県民センターの活動のあり方を具体化していく。また、県民センターの活動の基本である世話人会、事務局会議をさらに充実させる。とくに最近、事務局会議は出席メンバーが少數化・固定化しており、大胆な再編が必要です。

3 情報・成果の共有

情報・成果の共有のために、メーリングリスト等を活用する。

4 県民・全国への情報発信

県民・全国へ広く情報提供するために、現在発行されているニュースレターをさらに活用する。ホームページをさらに充実させます。

以上

住まいと暮らしの再建をめぐって

(1) 住まいと暮らしの再建をめぐる基本問題・課題

○生活再建の遅れと格差のひろがり

- ・「仮設住宅」の入居延長が繰返されています。（現在は、石巻、気仙沼、名取、東松島4市と女川、南三陸2町で、8年目になる来年度も「特定延長」へ）仮設住宅入居世帯は、現在もプレハブ仮設と民間借上賃貸住宅合わせて約8,000世帯、入居者約17,200人となっています（2017年4月30日現在）。特にプレハブ仮設入居世帯について見ると、既に供与期間の終了の一方で、当初整備の20%超から50%超の入居率の市町もあり、住宅再建の進捗に著しい格差が生じています。
- ・沿岸部市町からの人口流出が顕著であり、被災前後の人口推移（比率）は、最大でマイナス約40%（2017年／2011年）であり、少ない自治体でもマイナス10%弱です。仙台都市圏への人口集中が進行し、県内の地域格差がさらに拡大しています。
- ・この遅れと格差は、被災前からの地域経済の衰退や人口の高齢化・減少もありますが、最大の要因は復興のあり方が知事のトップダウンによる巨大公共事業優先にあります。中でも地域特性や住民合意を無視した防潮堤建設設計画による混乱が、遅れの最大の要因です（詳細は後述）。

○被災者主体の復興及び検証の必要性と視点

- ・今後の生活再建と想定される大規模震災に向けて、これまでの復興のあり方、進め方についての総括・検証が必要になっています。そのポイントは、復興全体を支え、進めてきたのは、被災者・コミュニティ主体の復興の基本となる住民合意形成の取組であり、それを推進するリーダー（首長等）及びそのリーダーシップであることをより明確にしていくことです。
- ・特に、広域合併には与せず、古くからの地域のまとまりを大切にしている地域の取組や、都市内分権を意図した新たな市民協働の取組による復興が全体を牽引しています。一方、広域合併により自治機能を喪失した地域や、トップダウン・行政主導の復興は多くの困難・混乱に直面しています。
- ・地方都市の市街地や集落は、生業と住まいが混然となり、その関係により地域経済を支えてきましたが、職住分離と集団移転事業によって切り離され、再建も分断され復興の遅れの大きな要因となっています。また集団移転によって都市構造を変えることになった（石巻市や南三陸町等）被災市街地の持続可能性が懸念されています。
- ・自力再建支援の中心が防災集団移転事業と生活再建支援金、ローンの利子補給などです。特に宮城県の場合、県独自の支援や各被災市町の独自補助も少なく、再建が進まない要因になっており、引き続き生活再建支援金のアップと被災自治体による支援の拡大を求めていく必要があります。

(2) 防潮堤及び復興まちづくりをめぐって

○巨大防潮堤建設の評価と今後の対応

- ・「宮城県震災復興計画」（2011年10月）の復興のポイントのトップに「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」が掲げられ、「高台移転、職住分離、多重防衛による大津波対策」が全ての被災自治体で大規模に展開されてきました。とりわけ多重防衛の中心に位置づけられた防潮堤は、住民の合意形成がないケースが殆どで、その安全性も問題となっており、引き続きその背景、プロセス、存在を問う必要があります（高台移転、職住分離も含めて）。
- ・防潮堤を含む多重防衛の推進の根拠になっているのが津波シミュレーションですが、その技術のみを政策判断の基準にしている等の問題（被災の拡大要因の隠ぺい等）もあります。特にこの方法は、国の津波防災制度上でも有効な手段として位置付けられており、今後ともその科学性、使い方等についての検証を行う必要があります。

○防災集団移転事業や土地区画整理事業等をめぐって

- ・今回の復興まちづくりの特徴は、被災地から高台若しくは内陸部への集団移転にあります、その前提が災害危険区域と移転促進区域の設定であり、これを住民の合意を得ずして設定した被災地もあり、主権及び人権侵害のまま現地再建の道が閉ざされた被災者が少なくありません。
- ・被災建築物応急危険度判定や災害危険区域の線引き、さらには住宅再建の方法等によって被災者に対する支援内容が異なり、被災者の分断・差別につながっています。また、被災者は、制度に合わせた再建の選択せざるを得ない状況です。その結果、在宅被災者問題という深刻な事態が発生し、その実態把握と支援方策の確立が急がれます。
- ・防災集団移転事業は、本来コミュニティの存続というテーマのもと進められるべきでしたが、地区からの要請よりも都市側の事情を優先させる都市開発型の復興事業となっているケースもあります。仙台市はその代表で、「機能集約型市街地形成」という市民生活よりも都市パターン優先（特に地下鉄東西線沿線開発推進）で、結果的に復興公営住宅の高層化、高密度化や家賃アップにも結びついています。また山元町でも鉄道の移設とセットになった「コンパクトシティ形成」という名の行政主導の移転・開発事業が強引に進められ、旧来からの農村文化、居住形態が破壊されています。
- ・一方、国の要件緩和もあって、防災集団移転事業を自力再建の受け皿とした沿岸部、特に離島地区では、持続可能性からは程遠い、小規模移転が多数行われ、将来深刻な問題に直面すると考えられます。
- ・土地区画整理事業は、被災市街地の再整備（かさ上げを含む）を目的に、復興まちづくりの柱として被災地の30カ所以上で実施されていますが、この工事期間を要する事業の実施が復興の遅延に直接関係しています。この事業の成否は、整備後の土地利用がスムーズに進むかどうかにかかっていますが、各地からの報告ではその目論見からは程遠い状況にあります。
- ・防潮堤とその背後の土地区画整理事業、さらには生業再建のための共同事業、また共同事業とセットの災害公営住宅建設という複雑な復興関連事業の組立を行っているケース（気仙沼市内湾地区等）もありますが、当初の防潮堤計画の合意形成に時間を要し、生業再建を困難にさせています。今後の大規模災害の復興を考える上でもこれらの検証が

重要です。

(3) 仮設住宅及び災害公営住宅建設・入居をめぐって

○仮設住宅の問題

- ・仮設住宅は、プレハブ仮設住宅と民間賃貸住宅を借上げたみなし仮設住宅が中心であり、一部に既存の公営住宅等も仮設住宅に利用されました。ちなみに、福島県、岩手県では地元建設業者による公募型の木造仮設住宅の整備も行っています。
- ・プレハブ仮設住宅は県が整備（殆どがプレハブ協会の整備）し、全体で約 22,000 戸の建設でしたが、居住性能が悪く、断熱材や風除室など追加工事が繰り返されました。計画をめぐっては、プライバシー や コミュニケーション を考慮しない計画の問題、さらにはカビの大量発生による健康被害の問題も表面化しました。
- ・みなし仮設住宅については、貸主、借主（県）、及び入居者間で契約を締結、最大で約 26,000 戸確保されました。この最大の問題は、入居者がバラバラで生活再建情報入手も難しく、当局による実態や再建意向把握も困難でした。この間、みなし仮設住宅から借上げ復興公営住宅への移行の検討も行われましたが、家賃や公営住宅としての性能等の問題もあり、本格的な制度設計には至っていません（石巻市で一部実施）。

○災害公営住宅整備等をめぐる問題

- ・阪神淡路大震災時や今回の大震災への岩手県の対応とも比較して、宮城県の住まいの復興への対応は全く無責任の一語につきます。災害公営住宅にしても県受託こそあるもの全体の 2 割にも至らず、直接の整備はありません。広域災害であり、当然仙台市や石巻市に避難・移転が集中しましたが、このような状況への主体的な対応は行わず、広域調整の責任を放棄しています。また、被災市町からの人口流出による災害公営住宅の空家発生問題や家賃補助の必要性など県独自の対応も必要であるのに市町まかせに終始しています。
- ・さらに宮城県は、再建の方向が確定できない被災者が多数存在しているにも関わらず、ごく限られた再建未検討の被災者の数の発表・強調に終始し、あたかも住宅再建が進んでいるかのような P R に力を入れ、復興の幕引きを積極的に推進しています。
- ・災害公営住宅の整備戸数については、関係議会や石巻住まい連、当県民センターなどが目標の妥当性や追加整備、さらには入居資格・要件の撤廃・改善について関係自治体、当局への働きかけを行ってきました。その中で、いち早く東松島市での追加整備が発表され、次いで石巻市でも目標戸数の引上げが図られました。しかし、仙台市においては、入居希望者より目標戸数が大幅に少なく、その影響（被災者の生活の質の低下等）が懸念されています。当県民センターも市当局に被災者の生活・住宅再建の最終的な局面についての説明を求めましたが、納得の得られる回答は得られませんでした。

○災害公営住宅及び民間賃貸住宅での家賃問題

- ・災害公営住宅入居者の 8 割が、政令月収 8 万円以下の低額所得者で「家賃低減制度」の対象となっており、6 年目からの家賃スライドが問題視されてきています。この問題については市長会も家賃補助について国への支援を求めていますが、運動としても積極的な

取組が必要です。既に関連施策の実施に踏み切っている被災自治体もありますが、まずは仙台市での①家賃の段階的引上げ撤廃、②家賃補助の導入、③収入基準の超過者の家賃引き上げ及び明け渡しストップ、④「住み替え」の強制を止める事を柱とした緊急署名活動を推進・支援し、全県的に広げていく必要があります。

- ・合わせて、民間賃貸住宅での再建者等への家賃補助制度の確立や、住宅セーフティネット法関連施策の充実に向けた取組などを強めながら、被災地から本格的な居住政策確立のための市民運動を構築して行く必要があります。

○災害公営住宅等における居住支援をめぐる問題

- ・災害公営住宅（集合住宅タイプ）の多くが、収容施設としての最低限度の整備に止まつており、いわゆる孤独死の問題が顕在化する可能性があります。改めてコミュニティ形成のための支援活動の強化が重要な段階に来ています。

（4）復興事業における惨事便乗ビジネスの展開をめぐって

①住民追出しの蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業について

- ・当該地区は業務系土地利用とする「港地区復興特区ゾーン」として、早々に震災復興計画に位置付けられました。地区居住者の集団移転の希望もありましたが、国・県・市は災害危険区域指定、防災集団移転事業、土地区画整理事業と説明会も全て個別に行ない、住民の分断化を図りながら事業化を急ぎました。
- ・この間、現地再建希望者からの再建案の提案や蒲生を守る会等からの意見・提案、さらには地元中高生からの歴史や蒲生干潟を積極的に守る具体的提案、蒲生干潟を守るために県が事務局となっている自然再生協議会の動きもありましたが、防潮堤計画の若干の修正のみで事業に着手し、残された現地再建希望者への市の再建支援は行わず、個別の切り崩しを継続しています。
- ・施行主体は仙台市ですが、土地利用まで民間に責任を押し付ける民間事業者包括委任方式という事業推進体制を探っており、その中心は大手ゼネコンで、事業の透明化が必要ですが、土地区画整理事業審議会も非公開で進められ、さらに市議会の行政を監視する力も弱く、事業の内容は闇の中です。

②あすと長町地区の公募買取復興公営住宅の日照被害等について

- ・県内の災害公営住宅整備事業の内、4割以上が民間買取方式ですが、この中には住宅供給が専門ではない事業者も含まれており、あすと長町復興公営住宅（14階建、161戸）もその内の一つです。この民間事業者は先行買収した敷地の北側に当該住宅を建設し、仙台市に譲渡され入居に至ったが、その後に南側へ高さ2倍の大規模マンション建設計画（同一事業者と大手ディベロッパー）を知らされ（間もなく完成）、日照被害に晒されています。加えて東側の敷地にも同規模のマンション（同一事業者と他大手ディベロッパー）が着工され、さらなる被害の深刻化という事態の中、入居者による住環境の改善要望の署名運動が展開（仙台市長宛ての署名活動）されています。
- ・仙台市は「仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に関する手続きで大規模マンションの計画概要を認知したとしていますが、既に買取事業への

応募の時点で、周辺の状況や計画規制（容積率 500%、600%という状況や地区計画による制限）から、充分このような状況になる可能性は予測できたはずです。

- ・仙台市は、あすと長町復興公営住宅の入居者の殆どが深刻な日照被害の犠牲になろうとしているにも関わらず、法的に日影規制を受けない商業地域であることを理由に「日影は受忍の範囲内」を繰り返しています。市当局のこの一方的な判断は、「中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の目的、内容を否定するものであり、むしろ同条例による説明及びあっせん、調停のあり方と無気力・無責任な都市計画行政こそが問われるべきです。

以 上

宮城県における東日本大震災による被災者の医療費等減免措置の運動と到達

1、宮城県は被災者に寄り添った医療費等の支援の責任を、市町村に押し付け

2012年度から社会保険加入者の医療費等の一部負担金免除措置が廃止され、所得制限無しで半壊以上の国民健康保険・介護利用料、高齢者医療一部負担金免除となりました。宮城県の医療費等の免除額の合計257億円(国保150億円、後期高齢者71億円、介護36億円)で県負担分の56億円は、国からの財政調整交付金で賄い、宮城県自身としての負担はしませんでした。

さらに2013年度から被災者の「医療費窓口負担免除及び介護利用料の一部負担免除措置」について、既存の国民健康保険財源における「財政調整交付金」の仕組みが変更されました。その結果、国民健康保険及び後期高齢者について、全額国の負担から補助率が8割となり、残りの2割を県及び市町村で負担することになりました。

その後、国保への国の特別調整交付金は、「2013年度～2015年度まで、医療給付費の負担増加割合に応じて10分の8、10分の9、10分の9.5の三段階での財政支援」になったにも係わらず、宮城県は、年間免除額の合計55億円(国保31億円、後期13億円、介護11億円)の内、地方負担額13.1億円(岩手と同様に1割負担にした場合7.5億円)の負担に対し、村井知事は被災者の医療費等の負担免除措置に対し、復興基金335億円があるにもかかわらず県の1割負担、各市町村1割負担に対し「財政が確保できない」「復興基金の使い道が他にある」との口実に負担を拒否、「国が全額負担するもの」「保険者は市町村なので、各市町村の判断に委ねられる」と各市町村に責任を転嫁し、大震災前と比べて医療費の増加に伴う財政負担増が3%以下の白石市や角田市等の9000万円あまりを県が負担したのみです。

さらに、村井知事は県議会で「市町村が総合的に判断するものであり、県としては市町村の判断を尊重すべきと考えている」「被災者医療に復興基金を使うことは、逆に国保だけ優遇するのかという声も届いている。6年経って、みんなで進む時期だ、本当に生活が苦しい方は別の形でのセーフティネットがある」と答弁、最も困っている被災者を切り捨てる一方で、県が進める大企業優先の復興事業には多額の投資を行い、肝心の被災者に寄り添った、命・健康に関わる最も優先されるべき大事な支援に背を向けてきました。

ことでもあろうに、4団体と被災自治会長連名の「東日本大震災による被災者の医療費等免除継続を求める請願」に対し県議会、自民・公明会派は討論もせず継続審議を繰り返し、今年2月定例会で請願内容に対する反対意見も述べず、委員会、本会議でいきなり否決しました。

2、被災者の実態を取り上げ、医療費等の一部窓口負担免除再開に向けた運動

2013年度の減免再開に向け、運動の基本を被災者の健康実態を基に取り組みを重視、被災者の健康を維持改善させ、生活再建を進める立場から、国の制度により、医療費一部負担金免除措置と介護保険利用料負担減免措置を期限切らず継続を強く求めてきました。

復旧・復興みやぎ県民センターはじめ、被災者サポート団体や県社保協、県保険医協会、宮城民医連等多くの団体と協力しながら被災者自ら声を上げ、県医師会、歯科医師会、薬剤師会など各医療機関、関係団体への申し入れ、各自治体での意見書採択をあげる取り組みを展開しました。短期間の中で数万の署名と仮設住宅自治会から130の団体署名が集まり、県内88ヶ所の仮設住宅自治会長連盟での減

免再開を求める請願など取り組んできました。

この広範な運動を通して2014年度に、対象が「大規模半壊以上の非課税世帯に対象者が限定」され、これまで免除を受けてきた人の15%に削減されましたが、国民健康保険及び後期高齢者の医療・介護の一部負担金免除措置を再開させました。沿岸市町村の中でも被害が大きかった、東松島市では医療免除対象者が人口比31%、女川町は27%、南三陸町25%、石巻市・山元町17%等、宮城県全体で179,511人が医療・介護の免除が受けられなくなりました。

2015年度は各市町村が継続(介護は大崎市、美里町は廃止)したことと、仮設住宅から災害公営住宅に被災者の多くが移りはじめ、仮設自治体が解散したため被災者の運動を継続することが困難になりました。一方で、仮設住宅の中でも、一部負担金免除対象になった方と外れた被災患者の間に感情的に不公平感も生まれました。もう一つが後期高齢者医療制度、国民健康保険から切り離され制度のため、今回の被災で明らかになった『財政の切れ目がいのちの切れ目』という事態を生み出し、2016年度以降の免除継続をめぐって大きな矛盾になりました。

3、2016年度以降の免除継続をめぐる運動

2015年12月30日、河北新報が「国の財政支援2016年3月で終了」「県内の市町村が2016年度の医療費免除の方針決定に苦慮している」と報道、内陸部の各市町村は国の財政支援終了の流れで終了検討加速、2016年1月に入って緊急に、県民センターは県社保協や各団体とともに、被災者同行で「宮城県市長会」、「仙台市」、「後期高齢者医療広域連合」に要請、さらに、各市町村に対し免除継続の運動を再度行ないました。

(1)、2016年度以降の被災者医療費等の一部負担金免除継続は9市町に止まり、住んでいる所、所得、年齢、家族に差別が持ち込まれる

2016年度の被災者の医療費等一部窓口負担金免除を継続したのは9自治体(気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、名取市、女川町、松島町、七ヶ浜町)となり、後期高齢者医療は全市町村で打ち切られ、宮城県内の被災者の「命綱」に、住んでいる所、所得、年齢によって差別が持ち込まれました。一方、岩手県は、医療費免除に伴う自治体負担の2割分を県と市町村で半分ずつ負担することで免除を継続、対象は全市町村で所得制限無し、半壊以上です。

免除打ち切りによる、健康実態をつかむため、4団体での応急仮設住宅、みなしふ設住宅入居者や災害公営住宅に移った被災者への葉書アンケート調査(2016年5月~11月実施、21自治体680名から回答)や宮城民医連の災害公営住宅入居者訪問調査(2016年9月実施、7自治体29カ所563名から回答)から、9割以上が「持病がある」「健康に不安がある」と回答しながらも11.1%が「受診していない」、76.7%が「経済的に大変だから」を挙げています。さらに「災害公営住宅に入居できたが、年金では家賃と生活費で医療費には回らない」「持病があるため受診回数を減らすことが出来ない、受診できるように免除措置を復活して欲しい」など、一部負担金免除措置の継続を求める回答が74%を占め、生活再建への支援と医療費等の一部負担金免除が急務であり、特に高齢者ほど生活や健康不安は深刻な状況に置かれていることが明らかになりました。

(2)、奥山仙台市長、真っ先に冷たく切り捨て

仙台市は「財政的に負担が大きく国の支援なくして継続は困難」と継続を拒否しました。同時に、減免継続のための仙台市の負担は約2億4900万円、そのうち国保特別調整交付金2億2000万円繰り入れられていること、市の負担ごくわずかであること判明しましたが、あくまで「国の全額支援がないかぎり、継続は困難」と繰り返しました。仙台市の国保財政は30億円の黒字、市の震災復興基金残高185億円、2億4900万円を市が負担したとしても財政的には負担能力は十分あるにも係わらず、「特別調整交付金が2016年度は終了する前提での財政困難」を主張し、冷たく切り捨てました。

2017年度の免除措置再開要請に対しても、奥山市長の目の前で被災者が直接、困難な実情を訴え医療費等の免除措置再開は死活問題と継続して欲しいと必死に訴えましたが、市長は「国に費用全額を求めてきたが、制度は変わっていない。国保の運営が厳しい、仙台市として継続は財政的に困難」と繰り返すばかりで、非情にも1万500人余りの免除を打ち切りました。

仙台市は、2015年度の免除措置に対する市の負担は2億4900万円ですが、震災に関連する国の国保への支援は、32億5084万円です。2016年度は、その8割の26億円余りと、免除措置による医療費等の負担2億4900万円以上の交付金が国から入っています。国保会計も27億円の剰余金を出し、これは11年間も免除できる金額です。

市長は被災者の所に足を運んで直接対話せず、仙台市は震災後の5年間で国保の剰余金(黒字)総額、129億円と震災前の25倍以上の剰余金を積上げ、一方で国保への市の一般会計から繰入金は91億円も削減し、市の財政が潤う状況を作っています。

(3)、同様に後期高齢者の免除も切り捨て

「後期高齢者医療広域連合議会」で、減免継続への考え方を求められた奥山恵美子連合長(仙台市長)が「免除を継続するには国からの十分な財政支援が欠かせず、これまで働きかけてきたが明確な返事がない」「国の支援が明確になってない現時点では厳しい」と答弁。三日後に「国からの特別調整交付金の対象にならない」「構成市町村における意見の一致がなされなかった」ことを理由に、突然奥山連合長名で各市町村に通知、「後期高齢者医療の一部負担金免除措置について平28年度は実施しない」と通知。突然の通知に対し、6団体連名で抗議と免除継続の再度の手立てをとるよう申し入れを行い、「連合議会での答弁に違反、議会無視」と抗議しました。

そのため、免除措置を継続した9自治体でも、同じ世帯・家族の中で75歳未満の国保加入者は医療費等の負担が免除され、75歳以上の後期高齢者は負担をしなければならないという差別と矛盾を作り出しました。

2017年度の免除措置の再開に向け、財政的に2016年度末で62億円の積立基金があり、一部負担金免除のための費用は12億8000万円であることを明らかにしました。後期高齢者の財政支援は、「後期高齢者医療交付金算定省令」に基づいて、震災前(2010年度)と比べて医療費の増加に伴う財政負担増が1%以上となっている市町村国保に対して、免除措置を継続すれば増加額の8割が財政支援され、広域連合の負担は3億円余りであることを明らかにし、再開を求めましたが、免除措置は再開しないと繰り返し、後期高齢者の医療費減免対象1万4200人、介護サービス対象6000人余りが切り捨てられました。

東北メディカルメガバンク事業（TOMMO）の進捗状況について

2017年3月末で、地域住民コホート84073名、三世代コホート72311名と、当初の計画通り15万規模のゲノムコホートのリクルートは完了し、折り返し点を迎えました。

2017年4月1日にTOMMOの第二次全体計画が発表され、今年は登録4年目のコホート二次調査が開始されます。これによって日本で初めて、健常者を含む大規模なコホート型バイオバンクが形成されたことになります。

この事業の柱である「バイオバンク」、すなわち宮城、岩手で集められた遺伝子情報を含む病歴や検体の研究機関への貸し出し事業については、個人情報保護法改訂との関りで足踏み状態でした。2016年度に三省合同でヒト遺伝子情報取り扱いや医学研究のガイドラインとの整合性をとる検討会が開かれ、結局「オプトアウト」（拒否申請がなければ同意したとみなす）という研究者の利便性に傾いた仕組みに決着しました。

これらを受けるような形で、2017年の通常国会で内閣府から「次世代医療基盤法」（注1）が上程され、国民はもとより医療関係者にすら周知されないまま、共産党以外の賛成で可決されました。これによって今後、国民のゲノムを含む医療情報が「認定業者による匿名化？」されたビッグデータとして国家や企業に利用される状況になります。

この一連の流れは、2010年の医療イノベーション会議で計画された行程表に基本的に沿う形で進められています。国家戦略の一つである「ゲノムコホート・バイオバンク」が、被災地をターゲットに推進され、TOMMOがその役割を担ってきたことがより鮮明になりました。私たちが指摘したように、被災地が国家戦略の実験場となり、その過程ではトップダウンの押し付け、被災地・被災者を対象とする医学研究の倫理規定「ヘルシンキ宣言」違反、インフォームドコンセントの不十分さなどを残しました。

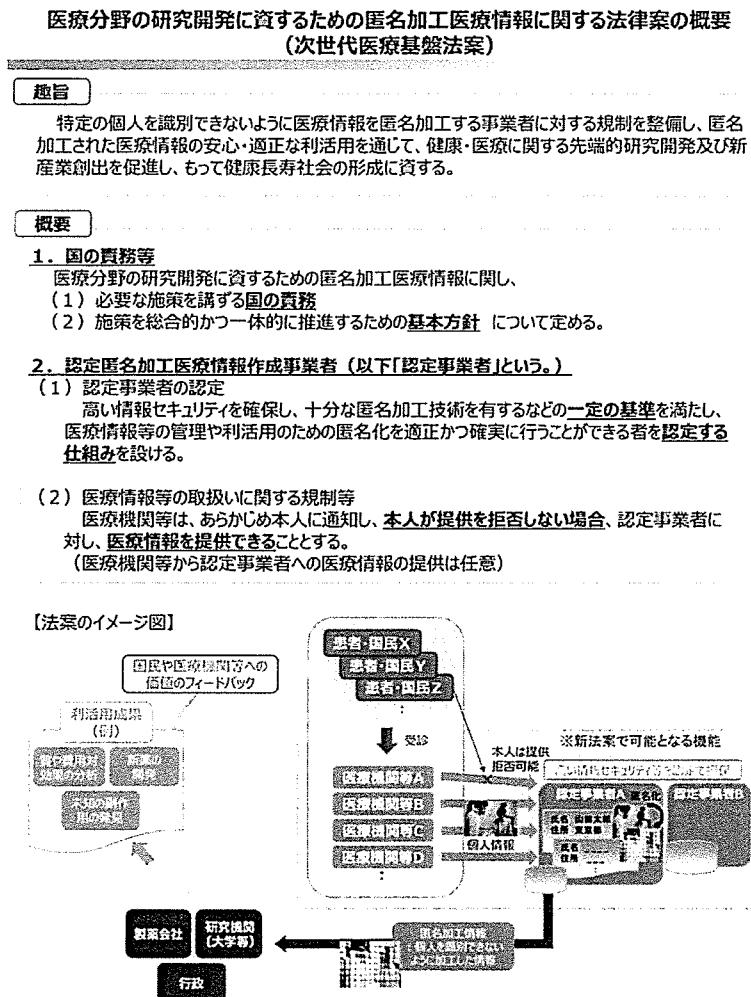
昨年からTOMMOは文科省管轄からAMED管轄（注2）となり、国策としてのライフイノベーションの柱の一つに明確に位置付けられ、予算も別枠になりました。（ゲノム医療推進課プロジェクト 102億円）

一方、TOMMOは、リクルートの条件として遺伝子情報の一部回付を約束していました。諸検討を重ね、2016年末から遺伝子情報の回付のパイロットスタディを行っています。家族性高コレステロール血症の3つの遺伝子に限定しての回付です。今後、どの遺伝子情報を、どのように知らせるかTOMMO自身も試行錯誤の状況にあります。しかしそのプロセスを誤るととんでもない人権侵害や差別にむすびつく危険性があります。

残念ながら、日本には「遺伝子差別禁止法」など悪用を防ぐ法体系はまだなく、利用する研究者や事業者のモラルに依存することになります。

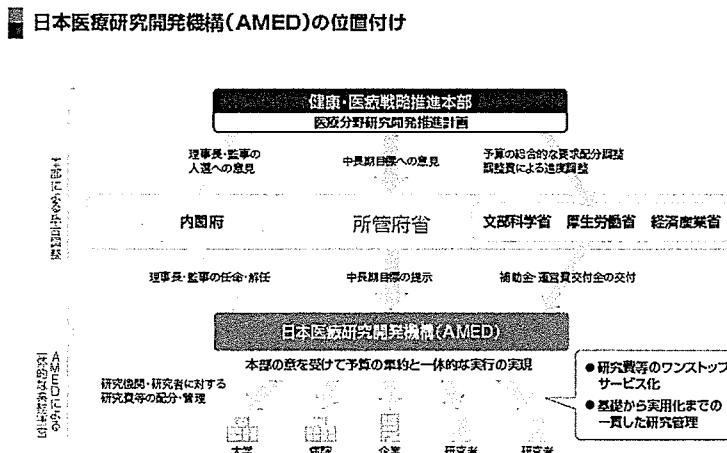
今後、遺伝情報回付や研究機関や企業での利活用が行われる中で、TOMMOに協力した被災地住民の人権やプライバシーが危険にさらされることがないか、引き続き事業の経過をみていく必要があります。同時に、ゲノム研究や医療が専門特化し市民の知らないところで暴走しないためにも、市民的な学習・宣伝、議論が欠かせません。

注1) 「次世代医療基盤法」 2017年通常国会で成立



注2) AMED (日本医療研究開発機構) 2016年設立

日本版 NIHとも言われ、先端医療を国家戦略として推進する機関（独立行政法人）



宮城の農業・漁業問題——復旧・復興の現状と課題

県は、農林水産業の復旧・復興については「地域経済を牽引する新たな成長産業へとステップ・アップを図るとともに、宮城県が我が国の食料基地として再生する」としています。そのためには、農業にあっては農地の大規模化、施設化、法人化、企業化への誘導が必要としています。生業としての農・漁業の直接的復旧・復興には言及していません。

復旧・復興策は、実に露骨にひたすらこの路線の実現に向けてのハード整備に限定して実施されました。また漁業においては、「水産特区」を強引に実現させ、浜に大きな混乱を招きました。長年にわたっていわゆる農業・漁業の近代化に向けての施策がなかなか実現できなかった中、まさに大震災を絶好の機会として捉えているのです。これまでに兼業農家も含めての農業・農村の発展、自然との共生の中で展開してきた沿岸漁業、それを支えた漁業権は、何としても守っていかなければなりません。生業としての農業・漁業の発展という視点から今回の大震災からの復旧・復興をごく概略的に見ていきたいと思います。

農業：徹底した大規模化、法人化に特化した復興策

1. 農地の大規模（1区画1haの水田造成）

農地の復旧は、2017年3月末現在で、96%の完成となっています。被災地の農地復旧は、全て大規模化のみが実施されました。その担い手として農家による法人化、外部企業による企業型経営の実現を目指しているのです。これまでの農家の大多数を占める兼業農家は、カヤの外です。

2. 野菜主産地では大型ハウス施設化

園芸（畑作物）用大型ハウスによる農地復旧は、97%に達しています。

イチゴ（山元町、亘理町）、野菜（仙台、東松島町）等の復旧は、すべて大型ハウスです。従来まで、地域で補完的にその役割を果たしてきた、小規模兼業農家の復旧への配慮はありません。

3. これまでの農業は、大規模農家を中心に、圧倒的多数の兼業農家の営農との共同で維持されてきました。将来的見通しが不明の中での大規模経営は、大きな困難が待ち受けています。集落全体を受け止めていくしくみが不可欠なのです。そのための方策をしっかりと対峙させていく必要があります。

漁業：「水産特区」に代表される復興策

1. 「水産特区」——いわゆる浜の混乱について

浜の混乱は、「桃浦かき生産者合同会社」と地域漁民の間の感情的な面もありますが、その根源は、浜の海面利用にあります。

桃浦のある萩浜湾には、桃浦、萩浜、侍浜、月浦、蛤浜、折浜という6つの浜があります。かき生産は、各浜で取り組まれており、生産の過程でかき筏の沖出しという作業があります。このため萩浜湾では、浜毎に共同漁場（区画）を組んで、その中で萩浜、桃浦浜への直線200m幅の避難路を確保してきたのです。

そこに、桃浦特区が入り、特区のためこれまでの共同漁場は組めなくなり、残った浜だけで共同区画を組まねばならず、避難路の直線をたもてなくなったのです。海面利用で漁協と特区のダブル・スタンダードができ「公平、公正の海面利用」に風穴があいてしまったのです。これが浜の混乱の元です。県漁協に属していた「合同会社」を再度、漁協組合員に戻すことが混乱の解決への早道なのです。漁業権の民間への開放が全国規模で検討されている中、これは重要なことです。

2. 漁業者の努力による漁獲回復

近年、他国の公海での乱獲もあり、漁業全般が苦しい状況に置かれている中で、浜の漁獲量は、90%程度回復しています。これは、もっぱら不充分な漁港施設の中でも奮闘している漁業者の努力がもたらしているものです。漁業者の復興力がこの結果を実現していることに注目する必要があります。

3. 防潮堤の完成率は27%、県は漁港復興と抱き合わせ策を地元に提示

総延長830kmに及ぶ、宮城の海岸線の中で、防潮堤計画は243kmです。

完成しているのは、仙台以南の長い海岸線の防潮堤がその大半です。県北のリアス式の小さな浜では、港湾復興と防潮堤建設がセットで提案されているのが、各地で混乱をおこしています。県は140漁港すべての復興を約束しています。これを先行させが必要なのです。県知事の防潮堤強行の意図が、漁港の復興をも遅らせている事態が続いているのです。

県南端の山元町、磯浜漁港は、大震災では、表層のコンクリートがはぎ取られ、地層がむき出しになったところですが、漁港の岸壁と係留場は整備され、20隻ほどの漁船が係留されています。目をひくのは、防潮堤をまたぐような形で設置されたU字型の道路です。しかし、周辺部には人影はありません。ハード事業を優先したさびしい漁港の典型を見る思いです。海、浜、陸の直線的整備こそ浜の復興なのですから。

4. 水産加工業のおくれと対策の不備

漁業の発展に加工業の復興は不可欠です。その加工業が今日でも苦戦を強いられています。回復に向けての先進的業者の奮闘には涙ぐましいほどの努力がかくされています。これに対して食の大國を目指す県の制度は、県内外にわたる商談会の開設、海外輸出のかけ声だけです。食文化の独自性という壁は、簡単には低くなりません。むしろ輸出元の食文化を知ることから始めなければなりません。

主要漁港には、世界水準を満たした魚市場も完成しています。それに合わせて漁業を変える加工業も変えるというのは、復興策としては取るべき姿ではありません。先にハードありきの典型例とも言える失策といえるのではないでしょうか。県内各漁港の復興には、まさに県の鳥の眼が必要と言えます。

3.11から6年 宮城の教育は

(1) 3.11大震災から3.11以前の日常へ

①児童生徒の被災状況

2016年9月現在の幼・小・中・高生の死者行方不明者の数は、下記の表のとおりです。

	種別	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
児童・生徒等	死者	8	167	68	79	5	327
	不明	1	19	7	8	0	35
教職員	死者	0	14	3	1	1	19
	不明	0	0	0	0	0	0

2011年3月11日から6年が過ぎましたが、いまだに行方不明者は35名で、この中には大川小の児童も入っています。

津波で子どもを亡くした遺族はこの6年をどう過ごしてきたのでしょうか。

石巻・大川小控訴審、東松島・野蒜小控訴審、石巻・日和幼稚園の和解、山元・保育園の裁判、山元・自動車学校の裁判などで、自然災害時における、子どもの命を守るべき幼稚園・学校そして教職員の在り方、教育行政の施策などが問われづけています。

②学校の施設設備は

◇2011年4月時点での仮設校舎使用の学校は小学校で11校、中学校で9校存在し、他の学校施設を使用していた（間借り生活）学校は、小学校22校、中学校8校でしたが、2017年4月には仮設校舎使用学校は小学校1校、中学校1校になり、間借り生活をしている小学校は2校、中学校1校になっています。

◇2011年4月から被災した高校5校で分散授業が実施されました。特に宮城農業高校は加美農業高校までバスで通学ということになり、バスの中でビデオ授業ということもありました。2017年4月時点では、宮城農業高校と気仙沼向洋高校は新校舎ができるまでプレハブ校舎で授業を実施しています。

◇被災者の応急仮設住宅建設用地として学校の校庭がいまだに使用されている学校は2016年4月時点で23校も残っています。子どもたちが伸び伸びと遊べる校庭がいまだに戻っていないことにより、体力・運動能力の形成面で大きな課題となっています。

◇地震と津波で大きな被害を受けたのが給食施設でした。七ヶ浜町の給食センター復旧を最後に現在は給食における心配はなくなりました。共同調理場方式が増える中、今回の震災時に単独校方式をとる岩沼市の給食復旧が早かつたことは記憶にとどめるべきです。

震災時には給食のない高校においても大きな課題を残しました。避難所で渡される朝食の弁当を高校生に持たせた家庭もあり、高校に食堂などの施設設置が重要であることを思い知られました。

◇この6年間で、県内の小中高校112校が廃校になり、新設されたのは38校でした。県全体で74の学校が実質減っています。津波被災校がどんどん廃校になっていきました。

③2011年4月1日付の人事異動と兼務発令

宮城県教育委員会は震災直後から「通常通りの人事を行う」ことを明らかにし、「兼務発令」「緊急支援員」「加配」の三本立てで手厚い人事を行うことを前提に震災から1週間後には内示も予定通り行い人事異動を実施しました。

被災地に勤務していた教職員は、子どもの安否確認に走り回り、地震津波の被災を受けない学校では避難所の運営補助、さらに水や食料確保に懸命の努力をしていました。こうした教職員の活動は被災した児童・生徒にとって小・中・高校の教職員の存在は心の大きなよりどころでした。

兼務発令というあいまいな職務命令で転勤する教職員は赴任先と赴任前の職場との関係で揺れ動きました。特に被災した学校からの転勤は、残された子どもたちにも教職員にも精神的な苦痛をもたらすものとなりました。

年度末・年度始めの時期とはいって、宮城県教育委員会の取った通常通りの人事異動は被災した児童・生徒そして教職員にとって冷たいものであり、被災3県の中では宮城県の取った人事異動は異常なものでした。

④教職員の被災地への派遣及び震災前の日常の教育への回帰

春休みや臨時休校中に被災していない学校の教職員が被災地に派遣され、復旧の仕事に少しでもかかわった体験をもつことは、その後の防災教育を実践していくうえで重要だったにもかかわらず、県・市町村教委は小・中学校の教員に声をかけることはありませんでした。

また、県・市町村教委は学校、教育現場を震災以前の日常に戻すことにだけ熱心であり、子どもたちの元気な動きや姿を地域住民に見せ、地域の元気を取り戻そうとする取り組みも強化されました。そのような中で避難所生活での子どもたち、仮設住宅での子どもたちなどの様子が年々語られなくなりました。

いつの間にか震災前の教育現場に子どもも教職員も置かれ、中学生は高校入試の一学区化と前期・後期選抜制度のもと学力競争にさらされることになりました。

⑤不登校児童生徒対策

2011年以降、徐々に中学生の不登校出現率が高くなり、ここ3、4年全国ワースト1、2位を争っています。震災の影響も考えられますが、震災以前から不登校出現率の高い状態が続いていたこと考えると根本的な不登校対策を取らずにきた県・市町村教委の「学校教育の日常を取り戻す」取り組みでは何ら解決になってしまいます。

このような状況を開拓するためには、35人以下学級の実現など子どもたちに目がゆきとどく少人数級を小学校3年～6年、中学校2・3年でも実施することが必要です。

宮城県教委は、「東日本大震災みやぎこども育英募金」の寄付金から約50億円を使って、震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになつた児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を2016年から始めました。一部の市町村では支援員を学校図書館司書補の業務などを兼務させるところもあり、取り組みの実態を検証する必要があります。

⑥その他

※1 大学入試センター試験の会場問題

2012年の大学センター試験の際、気仙沼地域の高校生の保護者が気仙沼地域にセンター試験の会場を求めて文科省に要請しました。その結果、気仙沼でセンター試験を受けられるようになり、現在も続いている。受験生の足の問題もありますが、センター試験の会場をどのように考えていくのかが問われた問題でした。

※2 子どもを放射能汚染から守る健康調査問題

2012年7月6日に、宮城県議会は、「子どもたちと妊産婦を放射能から守る宮城県連絡会」(子どもの健康を案ずる県内92団体が共同)が提出した「子どもたちと妊産婦を放射能から守るための体制の確立を求める」請願を採択しました。

しかし、子どもの健康調査を実施したのは県内で丸森町だけでした。宮城県は請願内容を無視し、何らの手も打ちませんでした。そのため、民間レベルで医師と連携し県内いたるところで甲状腺検査を受ける運動が継続しています。

丸森町の甲状腺検査では、昨年度、甲状腺がんと診断された者は1人、がんの疑い1人と公表されています。

(2) これからの課題

①東日本大震災の年に生まれた子どもたちは、今年小学校1年生になり、小学校1年生だった子は中学1年生になっています。大震災を経験した子どもたちは健やかに成長しているのでしょうか。

小学校低学年での対教師暴力や対子ども暴力事件が大幅に増えていることは被災のあるなしにかかわらずどの地域でもみられます。乳幼児期に被災体験した子どもたちの健やかな成長にどんな対策が必要なのかを探っていく必要があります。

また、震災後に生まれた子どもたちにも目配りが必要になっています。

②6年を経ても仮設住宅で生活する地域もあれば、公営住宅へ引っ越す地域もあり、地域間格差が広がっています。家庭学習の場の確保は仮設住宅がある地域ほど大切になっています。子どもの貧困格差の問題と関係して、学習支援活動の充実が今後の大きな課題となっています。

③仙台市で中学生のいじめ自死が続いており、大きな問題となっています。3.11東日本大震災の記憶がどんどん薄れていく中で、一人ひとりの生命や人間同士の関わり合いの大切さ、人権などを学べる「3.11大震災」の総合的な学習が求められています。

「創造的復興」をめぐる諸問題

村井県政は、3. 11 大震災の直後から東京での「復興検討会議」において、15 年前の阪神淡路大震災が追求してきた「創造的復興」の考え方を継承・発展させるとして、水産業に混乱を持ち込む「水産特区の導入」などに固執してきました。

「創造的復興」の考え方を知事は以下のように説明しています。

- ・「被災地を震災前より活力あふれる地域にしなければなりません。」
- ・「被災地の真の再生には、民間の力を最大限引き出す環境の整備こそが必要」
- ・「単なる復旧から新しい農業や水産業の復活に向けて付加価値をつけていくというものが『創造的復興』なんです。それに、そもそも私は小さな政府、小さな行政体を作るのがテーマなんですよ。」
- ・「今まで行政でやっていたものは出来る限り民間に任せるということです。最初の3年間は最低限元にもどす復旧期、次の4年間は再生期、いわば種をまく時期、そして芽が出てきたらそれを刈り取って大きく伸ばしていく発展期を最後の3年とした。」

そして具体的には2013年以降、以下の10～11の政策を掲げました。

- ①まちづくりは高台に
- ②仙台空港民営化
- ③みやぎ医療福祉情報ネットワーク
- ④医学部新設
- ⑤水素エネルギーの普及促進
- ⑥エコタウン形成
- ⑦農地の大規模化・集約化
- ⑧漁港の集約化
- ⑨水産業復興特区
- ⑩広域防災拠点整備
- ⑪国際リニアコライダー

これらのなかで特に、①医学部設置 ②仙台空港民営化 ③広域防災拠点の整備 ④水素エネルギーの普及促進の4点が「創造的復興の重要課題」として重点政策としてすすめられました。

県民センターは設立直後に「水産業復興特区」、その後「仙台空港民営化」、「広域防災拠点整備」の政策に対峙する取り組みを進めてきました。2016年は特に「広域防災拠点整備」問題に取り組み、公開質問状や県議会各会派への説明会等の開催を行い、県議会での論戦に一定の役割を果たすことができました。以下、現在の創造的復興の重要課題への取り組みの到達点を示します。

(1) 仙台空港民営化をめぐる問題

仙台空港民営化は、国土交通省の有識者検討会が震災から4カ月後の2011年7月、全国の国管理空港について民営化を軸とした経営改革を提言したことにさかのぼります。村井県知事が同年12月、提言の趣旨に沿って仙台空港を民営化するよう国に協力を要請し、事態が動きだしました。

空港運営を民間に委託する仕組みを定めた民活空港運営法が13年に施行。国交省は14年4月、「東北の活性化、震災からの復興につながる」(太田昭宏国交相=当時)として仙台空港を民営化第1号とする運営委託の実施方針を公表し、国交省は15年9月、審査に応募した企業(グループ)で最高点の東急グループを優先交渉権者として選定しました。

東急グループは、東急電鉄、前田建設工業、豊田通商、東急不動産、東急エージェンシー、東急建設、東急コミュニケーションズの7社で構成。空港運営に特化した特定目的会社(SPC)の仙台国際空港は15年11月、7社によって設立され、同社は12月1日に国交省と実施契約を締結し、正式に空港運営権者となり、仙台空港は16年7月1日から完全民営化されました。

仙台国際空港は民営化後30年間で、旅客ターミナルビルの改修や旅客搭乗施設の新設など利用客や航空会社の利便性向上に約140億円を投じる計画で、総額約340億円の設備投資を計画しており、約200億円は滑走路の補修など空港機能の維持に充てるとされています。

仙台空港民営化の最大の目標は「旅客数を増やす」ことで、324万人(14年度)の旅客数を2020年度には410万人に、30年後は550万人にする計画です。そのために、航空ネットワークの拡充(就航便の増加)を進め、新規就航時の着陸料割引制度、旅客数減少時には航空会社の料金負担を軽減する等の措置が計画されています。

しかし、2015年の仙台空港乗降客数は前年より14万人(4%)減少し、311万人にとどまりました。2016年度は5万人増加したものの、国内線は1.6万人前年より減少しました。2020年度目標の実現は不確かなものになりつつあります。

仙台空港民営化による乗降客数増加計画には3つのリスクがあります。

第一は北海道新幹線の札幌延伸リスクです。

新幹線が新函館北斗まで開通し、さらに札幌までの延伸は2030年度と計画されています。これに伴い新千歳就航便が大幅に減便になることが想定されます。それにより現在の新千歳便利用者67万人(全利用者の27%)はほぼ半減するでしょう。

第二は外国人旅行者の羽田・成田・関空・福岡への利用集中リスクです。

これら5空港の外国人旅行者の全空港のなかに占める利用割合は中国89.2%、台湾72.3%、韓国83.3%で、仙台空港は0.3~0.5%しかありません(13年度)。外国人旅行客は一層4空港に利用集中する傾向が強まっており、現在の外人旅行客23万人を20年度

に約2倍以上の48万人とする計画は極めて困難といわざるを得ません。

第三は東北地区の各空港との競合が激しくなるリスクです。

東北地区各県ともそれぞれの空港の利用者増のため、様々な対策を打っています。特に就航便を増やす取り組みをめぐり、仙台空港が打つ対策により他県の外人旅行者を減少させることにつながってきます。「仙台は増えたが、東北全体としては大きくは増えない」という現象を招きかねません。

今は東北地区全体の観光事業を一体性のある新しい施策で引き上げる努力が求められる時であり、仙台空港民営化に伴う手練手管の諸施策だけでは東北観光全体を活性化することにはつながりません。

(2) 広域防災拠点の整備をめぐる問題

2012年9月に知事の指示で検討が開始された宮城野原地区への広域防災拠点整備計画はJR貨物宮城野原貨物ターミナル駅を岩切地区に移転し、整備しようというものです。各種防災拠点の整備は国、各県で議論されており、その有り様は国として基準がなにかあるわけではありません。しかし、特定の地方圏（たとえば東北圏）ごとに「基幹的防災拠点」を整備し、都道府県単位で「広域防災拠点」を整備するという検討は進められています。現在「基幹的防災拠点」としては東京臨海部、堺臨海部に整備され、「広域防災拠点」は兵庫・岩手などで整備が行われています。

宮城県は約300億円（県費140億円）を投入し、宮城野原地区に整備する計画を進めていますが極めて大きな問題を持つ計画であり、根本的に計画を見直す必要があります。

阪神・淡路大震災後、兵庫県は広域防災拠点を整備しました。その際の考え方は、「防災拠点は被災市街地内ではなく、むしろその周辺に求められた」ことから市街地を避け、県内6ヶ所に分散配置されました。被災した市街地に設けると活動が大きく制約されること、救援物資の調達上、市街地は不利であるという理由からでした。また、岩手県も盛岡～花巻エリアを「広域支援拠点」としたうえで、県内4ヶ所を後方支援拠点とする分散型の広域防災拠点としています。

しかし、宮城県の計画は市街地の真ん中、宮城野原地区が計画地です。

宮城野原地区は最も広域防災拠点を整備してはならない典型的のような場所です。それは次の三点の理由によります。

第一に「国（内閣府）が考える広域防災拠点の配置三条件」を満たさない

内閣府は広域防災拠点配置について、①方面別に配置 ②市街地が連たんするエリアの周縁部に配置 ③アクセス性を確保する という三つの条件を掲げています。宮城野原地区はこれら条件を満たしていません。

第二に「国（総務省）が考える広域防災拠点の利便性・自立性・代替性」の検討が不十分です。

利便性については「陸海空の交通機関からのアクセスが容易」であることとされていますが、計画地は容易ではありません。自立性については、計画地は液状化の危険地域であり、仙台市のハザードマップにおいて、地震・内水被害の危険度の高い場所とされ、自立的ではありません。代替性においては市街地の真ん中にあるため、交通、輸送の代替機能が確保されていません。

第三に恣意的な立地選定評価を行って、本来配備すべきでない宮城野原を強引に候補地としたことです。

評価項目にある「地盤」（地盤が堅固か（○）、地盤災害発生の恐れありか（×）を評価）という項目では、評価基準にない△評価を行い、評価点数を引き上げるという偽装も行なわれました。また09年に県土木部が評価した宮城野原に関する点数は8~9点であったものが、諸項目を都合の良い点数に変え、強引に宮城野原が最も良い立地であるかのような評価をしています。

これらの問題から、宮城野原地区への整備計画は正当性がなく、「創造的復興」に名を借りた300億円もの壮大な無駄使いであり、計画は撤回されるべきものと判断します。

（3）水素エネルギーの普及促進をめぐる問題

ガソリン燃料車にはガソリンスタンドがあるように、水素燃料電池車（以下燃料電池車）に燃料を供給する水素スタンド（ステーション）が必要です。2015年度内に四大都市圏を中心に100箇所の供給場所を確保することが経産省の目標でした。しかし、17年春時点で92箇所までの整備にとどまっています。水素燃料電池車の将来については、米国カリフォルニア州の環境規制の強まりのなかで不透明さを増しており、宮城県が推進を急ぐ必然性は薄れています。

水素ステーションは当初の経産省の計画には宮城県には設置計画はありませんでしたが、村井知事が名乗りを挙げ、県が宮城野区の県保健環境センター周辺の県有地を提供。整備費用の一部として設置者の岩谷産業に3億8000万円を補助し、今年3月に商用開始しています。

「水素エネルギーの普及活動を精力的に推進」するというフレーズは誠に結構な耳障りです。しかし、この水素エネルギー普及⇒水素ステーションを整備⇒燃料電池車普及という政策は、「被災地・被災者」の復興とはまったく関係ありません。

燃料電池車の生産にかかる経済効果は宮城県で燃料電池車が生産されるわけでもなく、被災地の経済復興に貢献するものではありません。補助金を活用して700~500万前後で燃料電池車を買える人は富裕層を中心にはいるでしょうが、被災者にとって何の意味があるのでしょうか。現在わずか8台の県等が所有する電池燃料車のため、数年間水素ステーションは運営されることになるのであって、そこに3.8億円もの巨費を補助するというのが今回の「水素エネルギーの普及活動」の本質です。

村井知事は今回の施策を通じて「『東北における水素社会先駆けの地』を確かなものにしてまいりたいと考えております」と述べています。しかし、被災地宮城で喫緊の解決課題は、被災者の住いと生業の再建を確かなものにすることであり、極少数の富裕層への車購入支援や閑古鳥が鳴くことになる水素ステーションづくりではありません。

(4) 水産業復興特区をめぐる問題

多くの漁民の反対を押し切って、村井知事は「水産特区」の導入を強行しました。

しかし、今年3月17日、河北新報が桃浦かき生産者合同会社が「他産地カキ流用」と報道し、「水産特区」で免許された合同会社が桃浦とは異なる「侍浜」産カキを「桃浦かき」のパッケージで販売していたことが明らかになりました。

県の調査の結果は「食品表示法や景品表示法に反する違法性は認められなかつたが、合同会社はブランド管理の徹底を図り、消費者の信頼に応えるよう要請」した、というものでした。

一方、県民センター事務局での議論のなかで、「今回の事案は『商標法』に違反するのではないか?」という情報が事務局員のなかから提供され、調査の結果、「桃浦かき」という商標は仙台水産が商標権者として登録されていること、登録内容は「桃浦産」のかき等が品質内容であることが明らかになりました。商標法では「故意」に消費者の品質誤認を生じることを認識した場合、商標権者はその商標の使用を止めなければならないとされています。合同会社は品質内容が異なることを承知の上でカキを販売したのだから、侍浜のカキを桃浦かきとして販売することは、この定めに従えば「桃浦かき」としての販売を止めなければならなかつたのです。

このことは県議会常任委員会で中嶋廉県議（日本共産党）が取り上げ、宮城県に対して再調査を求め、他議員も賛同して再調査を進められています。

今回の問題に伴う風評被害からカキの価格が下落し、浜の分断が一層強まっています。また来年9月の漁業権免許更新に伴い、「水産特区」をどうするか?という議論と極めて密接な関連をもちます。現在詳細な調査が未了であり、県民センターは事実の全体像を明確にすることを求めながら、県民センター自身も全容解明のための努力を重ねることとしています。

以上

原発の復旧は許されない、復興を妨害する原発再稼働・石炭火力推進の転換を求める

はじめに……

福島第一原発の事故から6年が経過しましたが、凍土壁の効果も汚染水対策の見通しも不透明で、廃炉対策はまったく見えません。当センターは大震災と福島原発事故から7年目にあたり、事故収束宣言を撤回すること、汚染水対策や廃炉に英知を結集し、国の責任で当たることをあらためて求めるものです。

除染や汚染水対策、被害の賠償、廃炉に要する費用が、当初の2倍を超える21・5兆円に達すると発表されました。安倍政権は、原発事故処理の経費として新たな国民負担を押し付けようとしていますが、当センターは金融機関や原子炉メーカーなどの原発利益共同体に負担を求め、国民の負担を最小にすることを呼びかけます。安倍政権は東京五輪までに「事故終結」の体裁を整えようとしていますが、当センターは福島の被災者に対する強引な帰還押し付けや賠償の打ち切りをやめるよう、福島の運動と連帶して要求します。

原発はますます成り立たなくなり、撤回する国が続いています

仏のアレバ社は経営破たんしてフランス国営公社の傘下に入りました。東芝は1兆円近い損失を計上し、日立とともにアメリカの原子力事業からの撤退を表明しました。原子力発電事業は世界各国でますます経営的に成り立たなくなっています。日本が原発輸出を考えていたベトナムが国民世論のもとで導入を中止し、台湾も原発からの撤退を表明し、脱原発と脱炭素が世界の大きな流れになりつつあります。

原発の輸出・再稼働と石炭火力をベースロード電源に位置付けていた安倍政権のエネルギー基本計画は、世界の逆流であるとともに、宮城県における放射能汚染廃棄物対策を歪める根源になり、被災地の弱みに付け込んだ石炭火力発電所建設を招くという新たな復興妨害を生んでいます。

原子力規制委員会の適合性審査で、技術と科学の限界がますます浮き彫りに

福島原発事故を反省に原子力規制委員会が発足しましたが、新たな規制基準は世界の安全対策のレベルに程遠いだけでなく、実効性ある避難計画に責任をもたず、再稼働の手立てを講じるものになっています。昨年、前規制委員長代理の島崎邦彦氏が、地震対策に関する適合性審査の問題点を指摘し、今の科学の到達点では地震対策の審査に限界があることが露呈しました。

一方、司法の場では、仮処分請求に応えて原発の運転を差し止める判決が続いた後、今度は一転して再稼働を容認する判決が続いています。

原発と核燃料サイクルの中止を求める国民的な合意をめざす運動を粘り強く広げていくことが求められています。

原発依存から脱却して地域振興を進める復興、環境に配慮した再生可能エネルギー開発を

宮城県では福島第一原発事故のあと、金曜デモが各地で継続し、脱原発を求める運動団体・グループが大きく手をつないできました。2015年12月に「脱原発を求める宮城県議の会」が結成されたあと、同会と市民運動によるシンポジウムが継続して取り組まれ、今年1月29日には脱原発が地域経済の新たな活性化を進めることができました。

女川原発の再稼働中止を求める運動は、12万6千人に到達している署名運動と各地域・各界での学習運動を基礎に共同を広げています。

脱原発運動は、指定廃棄物最終処分場建設計画に反対する加美町、栗原市、大和町の運動と共同して事実上の計画凍結に追い込んできました。放射能汚染廃棄物の一斉焼却中止を求める運動とも共同を広げています。脱原発を願う個々の市民や運動グループは、石炭火力発電所建設の中止を求める運動とも連携しています。

原発の町＝女川では、再生可能エネルギーの開発と普及をめざして、原発に関わる賛否を超えて共同を広げています。

2017年は7月23日に仙台市長選挙、10月22日に宮城県知事選挙が行われます。当センターは、女川原発の再稼働中止を争点に押し上げる取り組みを進めます。原発依存から脱却した地域づくりと復興を進める立場から、原発再稼働の中止、環境に配慮した再生可能エネルギーの推進、エネルギー政策の抜本的転換を求めます。

2018年度後半の再稼働をめざす東北電力を包囲する共同を

東北電力は、2018年度後半の再稼働を公式方針としていますが、安倍政権が2017年度から2カ年でオフサイト建設に乗り出し、再稼働のための布石が打たれています。

女川原発が重大事故を起こした場合の避難計画が2市5町で出そろい、仙台市が受け入れる避難者的人数を公表しました。避難計画の妥当性と実効性に関する論議、訓練で検証する取り組みがますます重要になっています。

村井県政の態度は、再稼働を容認した鹿児島、佐賀、愛媛、福井などの県政が対応した範囲内にとどまっています。「女川原発2号機の安全性に関する検討会」は、規制委員会の議論を後追いするものにとどまり、昨年10月までだった期限がさしあたり2年延長されましたが、今後の方向性が不明確なまま漂流しています。

こうした状況の下で、昨年10月に米山隆一氏が新潟県知事に当選し、①原発事故原因と事故経過の解明、②原発事故による健康影響、③実効性のある避難計画を策定できるかどうかーの「3つの検証」に着手し、検証が済むまで再稼働の協議には応じないことを表明しました。また電気事業者と自治体が締結している安全協定についても、①UPZ自治体の安全協定を立地自治体と同等のものにする、②紳士協定ではなく法的根拠のある協定であることを明確にするーという2点の改定を問題提起しました。同様の対応を宮城県政にも求めています。

強権的な指定廃棄物最終処分場建設、8000bq/kg 以下の放射能汚染廃棄物「一斉焼却」方針に抗して

大震災後の宮城県では、福島第一原子力発電所の事故で放出された放射能による汚染物質を適切に管理することが復旧・復興に関わる大きな課題であり続けています。国・環境省は放射性物質汚染対処特措法を根拠に、8000bq/kg を超える指定廃棄物については、宮城・茨城・栃木・群馬・千葉の5県に各1か所の「最終処分場」を作つて処理するという「基本方針」を策定、また8000 bq/kg 以下の汚染廃棄物については一般ごみと同様に処分できるとしています。

そもそも放射性物質汚染対処特措法は、国民の無用な被曝を防ぐために人工的な放射性物質は厳格に管理するという考え方を捨てて、従来のクリアランスレベル（100Bq/kg）を8000 bq /kg に引き上げた重大な問題をかかえています。また、国が指定廃棄物最終処分場を建設するにあたつて、住民の理解や市町村の同意を前提としておらず、憲法が保障する民主主義と地方自治に反する事態を引き起こす可能性があるという問題を抱えている法律です。福島第一原発事故による放射性物質汚染に対処する上では、公害事件解決の原則である「汚染者負担」「汚染者責任」に立ち返つて、福島第一原発事故を引き起こした東京電力と政府の責任で、適切な問題解決を進めるべきです。

しかしながら村井宮城県知事は、県内各首長の意見交換の場である「市町村長会議」を恣意的に運営し、あたかも県内1カ所の最終処分場建設が「決定事項」であるかのように3候補地（栗原市・加美町・大和町）の首長に迫りました。県民センターは、「3候補地を見る会」を呼びかけて水源地に処分場をつくろうとする無謀な計画であることを県民に知らせるとともに、計画撤回を求める住民運動との共同を進め、2015年1月にはシンポジウムを開催し、県内の有識者や諸団体と共同して、特措法と基本方針の問題点を明らかにして住民合意が可能な問題解決のあり方を提言してきました。

加美町が町を挙げて詳細調査の受け入れを拒否する闘いに取り組んだこと、県民センターが関わって候補地選考基準と選考経過に大きな問題点があったことを明らかにしたことが、環境省が詳細調査を強行できない状況を作り出し、とうとう2015年12月、栗原市、加美町、大和町が候補地返上を表明、最終処分場建設計画を、実行不可能に追い込むことができました。

県民センターは、放射能で汚染した廃棄物や除染土などの全体を把握する調査、国の責任で適切に管理する解決を提案し、放射性物質汚染対処特措法と基本方針を見直すよう求めてきましたが、宮城県町村会と宮城県市議会議長会が8000 bq /kg 以上の物も以下の物も国の責任で対応することを求める要望書を提出するにいたっています。

環境省は、汚染廃棄物を減容するための乾燥化や圧縮などの方法も認めると軟化しつつも、焼却が望ましいという方針は変えず、最終処分場計画も温存して、県政を利用して特措法と基本方針にもとづく「解決」をめざしています。

市町村長会議を強引に打ち切って環境省がもちだした3カ所を候補地として押しつけた「前科」をもつ村井県政は、市町村の要求を受け入れて、指定廃棄物の汚染状況の再調査、未指定の汚染廃棄物の放射能測定、8000 b q/kg 以下の汚染廃棄物の測定を環境省に要請せざるを得なくなりましたが、依然として環境省が考える範囲内での問題「解決」をめざしています。

県民センターは、国の責任で汚染廃棄物を厳重に管理する方針に転換すること、あらゆる段階で住民合意を原則にすることを求めていきます。

村井知事は2016年11月3日の市町村長会議で、県内で保管されている8000Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物を一般廃棄物と混焼する方針を打ち出し、12月の市町村長会議での「決着」を目指み

ましたが、栗原市や登米市などから「いっせい焼却」方針への異論が出され、堆肥化やすき込みも含めての検討を行い6か月後の市町村長会議で再度議論することとなりました。

他県に於いてこれまで混焼したところでは、焼却炉周辺で空間放射線量率の上昇や土壤の放射能汚染が確認されています。住民に何のメリットもない被ばくを押し付けることは、ICRP（国際放射線防護委員会）が掲げる放射線防護の基本原則に反する誤りです。

また、当該焼却炉には、放射性セシウムを常時定常に正確に観測できるシステムが用意されていません。計画では、測定頻度も、排ガスの放射性セシウム濃度の測定は月1回だけ、空間放射線量の測定は週1回だけで、住民の被ばくを防ぐ立場で監視するものにはなっていません。更に、風評被害の発生についても検討されておらず、被害が発生した場合の補償の仕組みも用意されておりません。とくに、村井知事が安全かどうか、健康への被害がないかどうかなど、懸念されることについてアセスメントも行わず、説明会も開催せず、住民の意見も聞かないで、一方的に方針を決めて押し付けようとしていることは、到底認める事はできません。このような焼却は、住民を強制的に放射能被ばくの実験台に乗せるものであり、受け入れる事はできません。

知事の「いっせい焼却」方針に、奥山仙台市長は全面的な協力を表明。2015年に住民への十分な説明もなしに市内での「試験焼却」を強行した反省もないままに、他圏域からの搬入・焼却を推し進めようとした。一般廃棄物を10倍前後も混ぜて焼却しなければならないやり方では、放射能のある焼却灰を減らすメリットはほとんどなく、焼却灰の処分についても、地下水対策が不十分な管理型処分場では更に放射能汚染を地下水脈まで広げることになります。放射能への対処は、拡散させないで住民の被ばくを防ぎ、閉じ込めて適正に管理することが基本ですし、何よりも関係住民の合意を尊重して対応を進めるべきです。

県民センターとして、原発の無い社会を目指して連携した活動を追求してきた多くの団体とともに、12月11日に「全県いっせい焼却を考える緊急学習講演会」の開催を呼びかけ、その後の「いっせい焼却反対宮城県民連絡会」の結成（2017年4月2日）に繋げることができました。県南～仙台～大崎～栗原と全県にまたがるネットワークが構築され、加盟団体は各自治体・広域組合への働きかけを強めるとともに県民連絡会として知事への公開質問状を提出、5月26日の県担当部局との意見交換会時には10,809筆の緊急署名を提出しました（12月提出分との合計では13,362筆）。

公開質問状に対する回答（5/26付）でも、県は「特措法」を根拠に「通常の処理方法で安全に処理できる」との態度に終始し、地方公共団体として「住民の安全、健康及び福祉を保持する」立場には立てずにいます。

6月18日の市町村長会議での協議について、各報道機関は「県が一斉焼却の方針を転換」「一斉焼却を断念」等と報じました。「（他圏域からの搬入も含めて）全県一斉焼却」から「（農林地還元処理も可として）自圏域内での処理」に転換したということですが、あくまでも昨年11月3日の市町村長会議に提案した「処理方針（案）」に基づいた対応であり、焼却の意向がある市町村では自圏域内での焼却が進められることになります。「いっせい焼却」方針をごり押しさせなかつたという点では、全県的な反対運動の成果とも言えますが、各圏域・自治体での放射能汚染を拡散させない取り組みが一層重要なっています。

汚染物質の安全な保管に関わって、農水省は2017年度に「保管汚染牧草等の適正保管の維持」に係る経費への補助を予算化しました。「特措法」に基づく「処理」に固執する環境省方針では対処しきれない現状の改善に繋がる措置であり、宮城県としても汚染物質の「保管」に苦慮している農家の救済に積極的な役割を果たすことこそが求められています。

2016 「事務局」活動日誌（「5周年総会 6/19」以降）

2016年

- 06/19（日）県民センター「設立5周年」総会
06/21（火）反TPPネットワーク宮城・緊急学習報告会「今TPPを問う」
06/21（火）県保険医協会・震災5年企画「地域医療の震災復旧」
06/22（水）参議院選挙「告示」
06/22（水）広域防災拠点問題PT
06/23（木）県議向け「被災者の医療・介護の一部負担金免除打ち切りに関する
ハガキアンケートならびに電話相談についての中間報告（2）」説明
06/25（土）宮城民医連第40回定期総会（～25日）
06/26（日）女川原発安全性シンポ part2-実行委員会
06/27（月）県議向け「広域防災拠点問題に関する公開質問状一回答」報告
07/05（火）県議会閉会
07/10（日）参議院選挙「投票日」
07/12（火）県民センター「事務局会議」
07/13（水）女性ネット宣伝行動 フォーラス前 12:00～
07/13（水）宮城農民連-東電交渉
07/15（金）住まいPT 16:00～
07/15（金）宮城災対連会議 18:15～
07/21（木）県社保協-後期高齢者医療広域連合議会申し入れ「被災者医療減免」
07/21（木）広域防災拠点問題PT 17:00～
07/22（金）全日本民医連、福島被災地視察・支援連帯行動（いわきコース～24日）
07/24（土）女川シンポ「実委」 10:00～
07/24（日）女性ネットみやぎ 4周年のつどい 木村真三氏講演 13:30～
07/25（月）仙台市災害公営住宅建築工事に伴う隣接住宅振動被害相談
07/26（火）宮城民医連「震災復興支援会議」 18:00～
07/27（水）県民センター「事務局会議」 15:30～
07/27（水）北海道・東北-2016就学・進路保障要請キャラバン集会
07/27（水）畠山事務所-小玉秘書との懇談 18:00～
07/29（金）JAみやぎ中央会への申し入れ（食県連・農民連・県民センター）
07/30（土）第58回自治体学校 in 神戸 （～08/01）
08/03（水）広域防災拠点問題PT 16:00～
08/04（木）石巻すまい連「幹事会」 13:30～
08/05（金）石巻パナホーム問題打合せ 11:00～
08/06（土）全国災対連「拡大世話人会」
08/06（土）広域防災拠点候補地現地視察
08/06（土）長谷川公一先生講演会 in 女川「日本のエネルギーを考える」

- 08/06 (土) 災害公営住宅建築工事に伴う隣接住宅振動被害－現地確認
- 08/08 (月) 広域防災拠点問題-中央省庁レク、県議会各会派案内行動
- 08/10 (水) 被災者医療費減免-関係団体打合せ
- 08/18 (木) 県民センター「事務局会議」 16:30～
- 08/20 (土) 女川シンポ「実委」 14:00～
- 08/21 (日) 県民センター「世話人会」
- 08/22 (月) 反TPPネットワーク宮城企画会議 13:30～
- 08/22 (月) メディカル・メガバンクPT ×台風接近に伴い延期 (→9/12)
- 08/22 (月) 宮城災対連会議 ×台風接近に伴い延期
- 08/25 (木) 放射性汚染廃棄物の仮保管の現場視察 (栗原市・登米市・大崎市)
- 08/26 (金) 広域防災拠点問題での関係省庁レク (衆議院第二議員会館)
- 08/28 (日) いの健東北セミナー・シンポジウム打合せ
- 08/29 (月) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例についての打合せ
- 08/29 (月) 医療・福祉問題PT
- 08/30 (火) 住まいPT ×台風接近に伴い延期 (→9/8)
- 09/01 (木) 広域防災拠点問題PT
- 09/02 (金) 全国災対連-熊本大地震現地調査 (~3日:綱島代表世話人)
- 09/03 (土) 県労連定期大会
- 09/04 (日) 日本住宅会議サマーセミナー (~6日:石巻市)
- 09/05 (月) パナホーム問題での打合せ
- 09/08 (木) 住まいPT
- 09/08 (木) 第10回宮城県「女川原発安全性検討会」
- 09/09 (金) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例について仙台市へ要請
- 09/10 (土) 災対連「炊き出し・何でも相談会」(石巻市・松波町公園)
- 09/10 (土) 宮城民医連「災害公営住宅訪問調査活動」(~11日)
- 09/12 (月) 被災者医療費減免問題での厚労省レク (衆議院第二議員会館)
- 09/12 (月) メディカル・メガバンクPT
- 09/13 (火) 宮城災対連・打ち合わせ (全国交流集会の件)
- 09/13 (火) TPP問題での打合せ (食健連・県労連・県民センター)
- 09/13 (火) 県民センター事務局会議
- 09/14 (水) 広域防災拠点問題「8.26省庁レク」報告会 (県議向け)
- 09/15 (木) 脱原発県議の会「学習会」
- 09/18 (日) 女川シンポ実行委員会
- 09/19 (月・祝) STOP!安保法制・戦争する国づくり市民集会
- 09/21 (水) 反TPPネットワーク宮城「企画会議」
- 09/24 (土) 働くもののいのちと健康を守る東北セミナーin松島 (~25日)
- 09/26 (月) 県議会・代表質問
- 09/27 (火) 消費者のくらしと権利を守る第37回宮城県生協組合員集会

- 09/29 (木) 県民センター事務局会議
- 09/29 (木) TPP 学習会 主催「農協人9条の会」
- 10/02 (日) 「つながりデザインセンター・あすと長町」設立記念イベント
- 10/02 (日) 全労連・全国一般「宮城一般労組」定期大会（メッセージ送付）
- 10/04 (火) 広域防災拠点問題PT
- 10/05 (水) 宮城災対連会議
- 10/05 (水) 県保険医協会3.11震災5年企画 公開講演
「日本の原発問題を俯瞰する」（河合弘之弁護士）
- 10/07 (金) 全国災対連「拡大世話人会」／省庁交渉
- 10/13 (木) 県民センター事務局会議
- 10/14 (金) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例について打ち合わせ
- 10/14 (金) TPP国会批准阻止-街頭宣伝・署名行動
- 10/14 (金) 県議会最終日
- 10/15 (土) 北蒲生地区視察、「蒲生のまちづくりを考える会」との懇談
- 10/16 (日) 女川原発シンポ part3-実行委員会
- 10/19 (水) 原発住民運動センター・県民センター合同世話人会
- 10/20 (木) 住まいPT
- 10/22 (土) 災対連-炊き出し・何でも相談会（岩沼市・玉浦西災害公営住宅）
- 10/23 (日) みやぎ金曜デモ「200回だヨ！全員集合！」14：00～
- 10/24 (月) 「そうだったのか！TPP24のギモン」学習会 13：15～
- 10/25 (火) 県民センター事務局会議
- 10/30 (日) 県民センター「世話人会」
- 11/02 (火) 蒲生北部地区」問題での打合せ（現地）
- 11/03 (木・祝) あつたか宮城2016総会&フォーラム
- 11/03 (木・祝) 宮城県市町村長会議（放射性廃棄物のいっせい焼却方針提起）
- 11/04 (金) 大崎の会「放射性廃棄物の処分問題の意見交換会」
- 11/04 (金) 災害対策全国交流集会2016inふくしま（～05、於：いわき市）
- 11/05 (土) 第27回反核医師のつどいin宮城
- 11/09 (水) 原発問題住民運動連絡センター「世話人会」
- 11/10 (木) 県民センター事務局会議
- 11/11 (金) 「住まいPT」東松島市役所訪問調査
- 11/12 (土) 「核廃棄物の後始末をどうするか」意見交換会in宮城・栗原
- 11/13 (日) 女川シンポ part3. 実行委員会
- 11/13 (日) 「国と東京電力は責任を果たせ！11.13ふくしま集会」
- 11/15 (火) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例について仙台市折衝
- 11/18 (金) 被災者-医療費ハガキアンケート「まとめ」記者レク（県政記者会）
- 11/18 (金) 宮城災対連会議
- 11/19 (土) 宮城県社保協結成20周年記念行事（レセプション）

- 11/20（日）第10回みやぎ中小商工業交流・研究集会
- 11/20（日）石巻「住まい連」総会
- 11/22（火）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例について仙台市折衝
- 11/22（火）住まいP T
- 11/23（水）~~県原子力防災訓練「監視行動」~~
- ⇒前日の福島県沖地震の影響把握の為「訓練中止」
- 11/26（土）渡波復興団地「交流いも煮会」 - 炊き出し何でも相談会
- 11/29（火）仙台市津波被災者再建支援制度の対象見直しについての要望書
に対する仙台市への回答への公開質問状提出（蒲生北部地区）
- 11/29（火）放射能汚染廃棄物のいっせい焼却問題での仙台市との意見交換会①
- 11/30（水）県民センター事務局会議
- 12/01（木）最終処分場建設反対県民連絡会「代表者会議」
- 12/02（金）放射能汚染廃棄物のいっせい焼却問題での宮城県知事「申し入れ」
- 12/04（日）みやぎ9条の会集会
- 12/06（火）宮城民医連「災害公営住宅訪問調査活動のまとめ」県議レク
- 12/07（水）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例についての打合せ
- 12/08（木）住まいP T（仙台市対策-検討）
- 12/09（金）全国災対連「拡大世話人会」「全国交流集会実行委員会」
- 12/10（土）宮城災対連「炊き出し・何でも相談会」（女川町）
- 12/10（土）放射能汚染廃棄物のいっせい焼却問題「街頭署名」行動（平和ビル前）
- 12/11（日）女川シンポ part3. 実行委員会
- 12/11（日）放射能汚染廃棄物の全県いっせい焼却を考える「緊急学習講演会」
- 12/13（火）県民センター事務局会議
- 12/15（木）女川原発「安全性検討会」公開質問状-回答
- 12/17（土）県民センター世話人会
- 12/18（日）仙台パワーステーション問題学習会
- 12/21（水）被災者医療費問題での共産党国會議員団との懇談（高橋議員・岩淵議員）
- 12/21（水）放射能汚染廃棄物のいっせい焼却問題での仙台市との意見交換会②
- 12/26（月）広域防災拠点問題P T
- 12/26（月）知事宛-放射能汚染廃棄物のいっせい焼却方針の再考を求める緊急署名提出
第一次分2, 553筆
- 12/26（月）平成28年度（国保）特別調整交付金の交付基準等について県国保課との懇談
- 12/27（火）宮城県市町村長会議（放射性廃棄物のいっせい焼却方針「見送り」）

2017年

- 01/05（木）被災者医療費免除復活に向けた関係団体会議
- 01/05（木）県春闘共闘旗開き
- 01/12（木）宮城一般労組旗開き

- 01/13 (金) 住まいPT会議
- 01/13 (金) 県民センター事務局会議
- 01/14 (土) 放射能汚染廃棄物減容化についての業者レク
- 01/15 (日) 1.29 女川シンポ Part.3 実行委員会
- 01/15 (日) 脱原発仙台市民会議「焼却処分問題学習交流会」
- 01/15 (日) 「いっせい焼却を考える県南の会」結成準備会
- 01/16 (月) 1.29 女川シンポ「街頭宣伝」、署名-2種（再稼働反対/いっせい焼却反対）
- 01/18 (水) 「被災者医療費減免」継続・復活についての県知事要請／県議会陳情
- 01/18 (水) 1.29 女川シンポ「街頭宣伝」
- 01/19 (木) 北蒲生地区住民の会-仙台市交渉
- 01/19 (木) 「被災者医療費減免」復活についての後期高齢者医療広域連合要請
- 01/20 (金) 県議会「保健福祉委員会」被災者医療費減免についての請願（2016.3月提出）
（不採択に!! 自民・公明）
- 01/22 (日) 1.29 女川シンポ「街頭宣伝」
- 01/23 (月) 「被災者医療費減免」継続・復活についての仙台市長要請／市議会陳情
- 01/23 (月) 宮城災対連会議
- 01/26 (木) 「被災者医療費減免」継続・復活についての自治体要請（東松島市）
- 01/27 (金) 広域防災拠点PT
- 01/28 (土) 宮城一般労組春闘討論集会（震災復旧・復興施策にみる村井県政の本質-報告）
- 01/29 (日) 女川シンポPart.3 「原発のない東北の復興を考える」（国際センター）
- 01/30 (月) あすと長町第一災害公営住宅-隣接マンション問題に関する打合せ
- 01/31 (火) 「住まい問題」での仙台市担当部局との意見交換会（住まいPT）
- 02/01 (水) 「被災者医療費減免」継続・復活についての自治体要請（南三陸町/気仙沼市）
- 02/02 (木) 「被災者医療費減免」継続・復活についての自治体要請（塩釜市）
- 02/03 (金) 反TPPネットワーク宮城「企画会議」
- 02/03 (金) 「被災者医療費減免」復活についての仙台市折衝（保険年金課）
- 02/04 (土) 「あったか宮城」連続フォーラム②「宮城の暮らしと地方自治」
- 02/04 (土) 「いっせい焼却を考える県南の会」結成総会
- 02/05 (日) 在宅被災者に関する意見交換会（「宮城県災害復興支援士業連絡会」主催）
- 02/06 (月) 「被災者医療費減免」継続・復活についての自治体要請（七ヶ浜町）
- 02/07 (火) あすと長町第一災害公営住宅-隣接マンション問題に関する打合せ②
- 02/08 (水) 「被災者医療費減免」継続・復活についての自治体要請（石巻市）
- 02/08 (水) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例に関する打合せ
- 02/09 (木) 全国災対連「拡大世話人会」
- 02/13 (月) 仙台市長あて「被災者医療費減免」復活についての公開質問状提出
- 02/14 (火) あすと長町第一災害公営住宅-隣接マンション問題に関する打合せ③
- 02/15 (水) 住まい問題での県担当部局との「意見交換」会
- 02/15 (水) 広域防災拠点PT

- 02/16 (木) 北蒲生地区住民の会-宮城復興局へ「陳情」
- 02/17 (金) 「被災者医療費減免」継続・復活についての自治体要請
(名取市・岩沼市・亘理町・山元町)
- 02/19 (日) 科学者会議・市民公開講座①「東日本大震災復興の検証」
- 02/21 (火) 原発問題住民運動宮城県センター「世話人会」
- 02/22 (水) あすと長町第一災害公営住宅-隣接マンション問題に關わる打合せ④
- 02/23 (木) 放射性廃棄物のいっせい焼却に反対する「県民連絡会(準備会)」打合せ
- 02/24 (金) 県民センター事務局会議
- 02/25 (土) 震災から6年 いのち・子どもと学校を考えるつどい
～大川小問題と学校防災の現状～
- 02/26 (日) 1.29女川シンポPart.3 実行委員会
- 02/26 (日) 県民センター「世話人会」
- 02/27 (月) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例に關わる仙台市との折衝
- 02/27 (月) 広域防災拠点PT
- 03/01 (水) あすと長町災害公営住宅-「公開質問状」提出／記者レク、 同「調停」申請
- 03/03 (金) 全国災対連「総会」／省庁交渉
- 03/03 (金) 石巻パナホーム問題打合せ
- 03/05 (日) 仙台パワーステーション問題学習会
- 03/07 (火) あすと長町災害公営住宅-「調停」事前ヒアリング
- 03/08 (水) 広域防災拠点問題での「見解」レク(県議向け)
- 03/08 (水) 仙台パワーステーション「事業者」説明会
- 03/09 (木) 放射性廃棄物のいっせい焼却に反対する「県民連絡会(準備会)」②
- 03/10 (金) 宮城一般労組・東北大学生協事業連合支部「学習会」
- 03/10 (金) 震災から7年目を迎えるにあたっての「声明」記者レク
- 03/11 (土) 大震災から丸6年となる「3・11」
- 03/12 (日) 福島原発事故を忘れない3・12アクション
- 03/13 (月) 県民センター事務局会議
- 03/19 (日) 日本科学者会議宮城支部・市民公開講座②
「東日本大震災と子どもたち・みやぎの教育」
- 03/22 (水) 女性ネットみやぎ「女川原発再稼働反対」「一斉焼却反対」署名行動
- 03/22 (水) 住まいPT
- 03/22 (水) 被災者医療費免除復活に向けた関係団体会議
- 03/22 (水) 宮城災対連会議
- 03/26 (日) 炊き出し・何でも相談会「新蛇田コミュニティまつり」
- 03/27 (月) 「あすと長町・隣接マンション」紛争調停委員会ヒアリング
- 03/28 (火) 県民センター事務局会議
- 04/01 (土) みんなの会「仙台市政・検証のつどい」
- 04/02 (日) 放射能汚染廃棄物「一斉焼却」に反対する宮城県民連絡会「結成集会」

- 04/02 (日) 仙台港高松電力（仮）事業者説明会①（東北福祉大仙台駅東口キャンパス）
- 04/03 (月) 仙台港高松電力（仮）事業者説明会②（夢メッセ）
- 04/05 (水) あすと長町「住民の会」集会
- 04/07 (金) いっせい焼却問題での仙台市申し入れ③（脱原発仙台市民会議）
- 04/07 (金) 放射能汚染廃棄物「一斉焼却」に反対する宮城県民連絡会「事務局会議」①
- 04/08 (土) 保険医協会「震災6年企画」映画～日本と再生～上映会
- 04/10 (月) 住まいPT
- 04/11 (火) 県民センター事務局会議
- 04/12 (水) いっせい焼却問題での宮城県申し入れ（県民連絡会）
- 04/12 (水) あすと長町「公開質問状への回答説明」と現地確認（仙台市都市整備局）
- 04/12 (水) 全国災対連世話人会／全国交流集会実行委員会①
- 04/13 (木) 被災者医療費免除に関わる仙台市への申し入れ、「見解」表明（4団体）
- 04/16 (日) 日本科学者会議宮城支部・市民公開講座③-「東日本大震災と原発問題」
- 04/17 (月) 災害公営住宅「家賃問題」での打ち合わせ（住まいPT）
- 04/17 (月) メディカルメガバンクPT
- 04/19 (水) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例に関わる打ち合わせ
- 04/21 (金) いっせい焼却問題-仙台市役所前宣伝（朝・夕）
- 04/22 (土) 「あったか宮城」連続フォーラム③「宮城県知事選挙の新たなかたち」
- 04/23 (日) 県民センター「世話人会」
- 04/25 (火) 石巻・パナホーム問題打ち合わせ
- 04/25 (火) 宮城災対連会議
- 04/26 (水) 県民センター事務局会議
- 04/27 (水) 石巻・パナホーム問題打ち合わせ
- 04/29 (土) 全日本民医連「被災者県連交流会」（～4/30、熊本市）
- 05/01 (月) 第88回メーデー
- 05/02 (火) 「仙台市・災害公営住宅に関わる緊急署名」打ち合わせ①
- 05/03 (木) 5.3憲法を活かす宮城県民集会
- 05/06 (土) 「私たちの市長を選ぶ仙台市民の会」結成・キックオフ集会
- 05/09 (火) 被災者医療費免除問題での仙台市からの「回答」提示
- 05/10 (水) 被災者切り捨て許すな！国の責任で復興を 5.10国会行動
- 05/11 (木) いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 05/12 (金) 住まいPT
- 05/12 (金) 石巻・パナホーム問題での石巻市要請
- 05/12 (金) あすと長町「住民の会」との懇談
- 05/13 (土) 「仙台市・災害公営住宅に関わる緊急署名」打ち合わせ②
- 05/14 (日) 原発問題住民運動宮城県連絡センター「総会」・講演会
- 05/15 (月) 岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例に関わる仙台市折衝
- 05/18 (木) 県民センター事務局会議

- 05/20（日）宮城災対・連炊き出し・何でも相談会
～多賀城市鶴ヶ谷「公営住宅」復興応援「新緑まつり」
- 05/26（金）いっせい焼却反対宮城県民連絡会～県との意見交換会 署名提出行動
- 05/27（土）宮城県保険医協会第47回定期総会
- 05/28（日）第1回蒲生まつり～火力発電所はいらないパレード
- 05/30（火）脱原発仙台市民会議一斉焼却問題仙台市との意見交換会
- 05/30（火）仙台港の石炭火力発電所問題を考える会-県知事へ署名提出
- 05/31（水）仙台市「復興公営住宅」家賃軽減等に関わる緊急署名行動-記者会見
- 05/31（水）いっせい焼却反対宮城県民連絡会「事務局会議」
- 06/01（木）住まいPT
- 06/01（木）宮城一般労組中央委～「小規模火力発電」ミニ学習会
- 06/04（日）全国シンポ「いま改めて考えよう地層処分 in 仙台」
- 06/05（月）住まいPT・石巻「住まい連」との懇談
- 06/05（月）県民センター事務局会議
- 06/07（水）仙台市長選「私たちの候補者をみんなで応援するつどい」
- 06/07（水）・08（木）仙台パワー・ステーション「多賀城市八幡地区」住民説明会①②
- 06/08（木）宮城災対連「会議」
- 06/09（金）「災害対策全国交流集会 2017 in 東京」実行委員会②
全国災対連「世話人会」／省庁要請行動（復興庁・国交省・厚労省）
- 06/10（土）・11（日）放射能汚染防止法「勉強会」（10日-栗原市、11日-仙台市）
- 06/11（日）県民センター「世話人会」
- 06/17（土）「低線量被ばくによる健康障害」学習会（講師：崎山比早子氏）
- 06/17（土）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例についての「打ち合わせ」
- 06/18（日）「いっせい焼却問題」市町村長会議-スタンディング行動
- 06/20（火）県民センター事務局会議
- 06/20（火）岡田災害公営住宅建設工事に伴う自宅損壊事例についての「打ち合わせ」
- 06/21（水）放射線汚染物質保管・処理に係る費用弁償問題-現地視察（登米市）
- 06/24（土）県民センター「設立6周年」総会

以上

東日本大震災復旧・復興支援宮城県民センター

2016年度会計 決算報告書
(2016年6月1日～2017年5月31日)

【総括表】

金額(円)	前年度実績	2016年度実績
収入合計	5,542,619	4,713,385
支出合計	2,391,204	1,894,245
差し引き残額	3,151,415	2,819,140
	期首	期末
未払い金	354,788	0
預り金	8,000	0
前受け金	50,000	0
		<u>2,819,140</u>

【現金・預金現在有高】

金額(円)	期首	期末
現金	22,241	2,735
77(本店)	394,641	3,032
77(芭蕉の辻1)	374,756	48,595
77(芭蕉の辻2)	1,234,323	518,156
郵貯	1,513,242	2,246,622
合計	3,539,203	2,819,140
未収入金	25,000	0
立替金	0	0
仮払金	0	0
		<u>2,819,140</u>

収入の部

科目	前年度実績	2016年度予算	2016年度決算	備考	予算執行率
前期繰越金	2,979,904	3,151,415	3,151,415		100%
拠出金	1,265,000	1,400,000	1,255,000	12団体→12団体	90%
協賛金・募金	1,162,559	1,500,000	253,720	12件⇒8件、2団体5個人1集会カンパ	17%
雑収入	135,156	150,000	53,250	HP情報提供料含む	36%
合計	5,542,619	6,201,415	4,713,385		76%

支出の部

科目	前年度実績	2016年度予算	2016年度決算	備考	予算執行率
集会費	505,781	1,500,000	238,113	総会、全国交流集会、各シンポ、諸費用	16%
会議費	23,600	500,000	33,156	弁護士会館使用料含む	7%
出張旅費	168,356	300,000	143,184	省庁交渉他	48%
宣伝費	26,427	50,000	2,500	協賛広告	5%
印刷費	331,649	600,000	186,338	会議資料印刷代他	31%
行動費	162,525	1,000,000	74,049	現地調査、炊出し相談会時旅費他	7%
事務所費	819,750	900,000	843,024	家賃・新聞一資料代・駐車場代	94%
通信費	170,544	250,000	228,467	電話・郵送代、料金受取人払いハガキ他	91%
水道・光熱費	120,412	140,000	121,430	電気・ガス・水道、	87%
雑費	42,160	50,000	23,984	振り込み手数料、他団体交際費他	48%
予備費	20,000	911,415	0		0%
合計	2,391,204	6,201,415	1,894,245		31%

○拠出金にご協力いただいた団体(12団体-50音順)

新日本婦人の会宮城県本部
自由法曹団宮城県支部
婦人民主クラブ宮城県支部協議会
日本共産党仙台市議団
日本共産党宮城県委員会
宮城県生活協同組合連合会

宮城県商工団体連合会
宮城県高等学校・障害児学校教職員組合
宮城県教職員組合
宮城県保険医協会
宮城県民主医療機関連合会
宮城県労働組合総連合

○協賛金・募金にご協力いただいた団体(2団体)

宮城県母親連絡会

宮城県農民運動連合会

会計監査報告書

東日本大震災復旧・復興支援
みやぎ県民センター
代表世話人 綱島 不二雄 殿

2017年6月16日
会計監事 佐々木 正彦



2016年度(2016年6月1日～2017年5月31日)の、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターの会計について、本日会計監査を実施いたしました。

その結果、会計処理は適正にして正確であり、これに基づく会計・決算報告書は2016年度の収支の状況及び2017年5月31日現在の財政状態を、適正に表示していることを確認いたしました。

以上 ご報告いたします。

復旧復興支援みやぎ県民センター

2017年度予算案

2017年6月1日～2018年5月31日

【収入の部】

科 目	予 算	前年度実績
前期繰越	2,819,140	3,151,415
拠出金	1,400,000	1,255,000
「特別基金会計」より協賛金・募金	300,000	253,720
雑収入	100,000	53,250
合 計	¥4,619,140	¥4,713,385

【支出の部】

科 目	予 算	前年度実績
集会費	1,000,000	238,113
会議費	500,000	33,156
出張旅費	300,000	143,184
宣伝費	50,000	2,500
印刷費	300,000	186,338
行動費	500,000	74,049
事務所費	900,000	843,024
通信費	250,000	228,467
水道光熱費	140,000	121,430
雜 費	50,000	23,984
予備費	629,140	0
合 計	¥4,619,140	¥1,894,245

2017年度の「代表世話人」「世話人」「事務局」について

2017.6.24 「総会」 確認

1. 代表世話人（9名）

青木 正芳（弁護士・元日本弁護士連合会副会長）
井上 博之（歯科医師・宮城県保険医協会理事長）
小澤 かつ（宮城県母親連絡会会长）
高橋 治（社会福祉法人仙台ビーナス会理事長）
綱島 不二雄（元・山形大学教授・農業経済）
日野 秀逸（東北大学名誉教授・医療経済）
宮野 賢一（全日本年金者組合宮城県本部委員長）
村口 至（医師・坂総合病院名誉院長）
森 久一（元・山元町長）

2. 世話人（37名）

阿部 重憲（都市プランナー・新建築家技術者集団会員）
阿部 泰幸（ライフワークサポート響）
飯塚 正広（あすと長町第3市営住宅自治管理組合会長）
池田 裕道（JDF・日本障害フォーラム宮城事務局長）
伊藤 博義（元・宮城教育大学学長・労働法）
遠藤 いく子（宮城県議会議員）
大木 れい子（婦人民主クラブ宮城県支部協議会会長）
太田 直道（宮城教育大学名誉教授・民主教育をすすめる宮城の会代表）
笠原 英樹（医師・宮城県保険医協会理事・かさはらLクリニック院長）
鹿野 文永（元・鹿島台町長、元・全国町村会副会長）
北村 龍男（医師・宮城県保険医協会理事）
草場 裕之（弁護士・自由法曹団宮城県支部）
齋藤 規夫（みやぎ東部健康福祉友の会常任幹事）
佐々木 ゆきえ（新日本婦人の会宮城県本部会長）
佐藤 輝男（イチゴ農家・亘理町）
佐藤 道子（あゆみ福祉会理事長）
椎谷 照彦（名取市）
鳴田 一郎（東北大名誉教授・日本科学者会議宮城支部常任幹事）
庄司 慶明（石巻市議会議員）
菅原 政隆（建築士）
鈴木 道夫（宮城県農民団体連合会代表）
高野 博（女川町議・原発の危険から住民の生命と財産を守る会事務局長）
高橋 正行（宮城県労働組合総連合議長、宮城県高等学校教職員組合執行委員長）
武部 雅汎（東北大学名誉教授・原子核工学科）
千葉 雅俊（(株)ヤマトミ社長）
中嶋 信（徳島大学名誉教授）
野崎 和夫（宮城県生協連専務理事）
萩原 武（元・医療従事者）
福島 かずえ（区民要求の実現をめざす若林連絡会／宮城県議会議員）
藤崎 隆（宮城県保育関係団体連絡会会长）

三戸部 尚一（宮城県商工団体連合会会長）
水戸部 秀利（医師・公益財団法人宮城厚生協会若林クリニック所長）
宮沼 弘明（医師・宮城県民主医療機関連合会会長）
川名 直子（宮城県教職員組合執行委員長）
安野 正志（宮城県私立学校教職員組合委員長）
山脇 武治（宮城県生活と健康を守る会）
横田 有史（前・宮城県議会議員）

3. 事務局（22名）

事務局長 菊地 修（弁護士）
事務局次長 小川 静治（一級建築士事務所（有）フロム・イン）
梶谷 貢（国民の食糧・農業、健康を守る宮城県連絡会事務局長）
賀屋 義郎（民主教育をすすめる宮城の会事務局長）
萱場 猛夫（元・山形大学教授）
中嶋 廉（原発問題住民運動連絡センター事務局次長／宮城県議会議員）
中村 芳弘（宮城県商工団体連合会事務局長）
事務所長 金田 基（専従・宮城県民主医療機関連合会より出向）
副事務所長 及川 薫（県民センター事務所）
事務局 岩淵 善弘（新建築家技術者集団みやぎ支部）
小笠原 卓（日本科学者会議宮城支部）
笠井 一臨（宮城県保険医協会事務局次長）
鎌内 秀穂（宮城県労働組合総連合事務局長）
齋藤 晃（日本共産党宮城県議団事務局）
斎藤 清治（里企画）
坂田 匠（宮城県民主医療機関連合会事務局長）
三田 福子（新日本婦人の会宮城県本部事務局長）
鈴木 弥弘（宮城県農民団体連合会事務局長）
新・長澤 清光（宮城県社会保障推進協議会副会長）
野呂 圭（弁護士・仙台中央法律事務所）

嵯峨 サダ子（仙台市議会議員）
花木 則彰（仙台市議会議員）

以上

アピール

東日本大震災、福島第1原発事故による地震・津波・放射能汚染被災から6年が過ぎました。政府主催の追悼式で「あの時からもう6年であり、まだ6年でもあります」と語ったのは、津波で父親を亡くした遺族代表でした。

この6年間、村井知事は、国の復興構想会議で出された諸方策を県の復興計画に忠実に盛り込み、住民本位の復旧・復興に背を向け、惨事便乗型の大規模土木事業にまい進してきました。

特に、復興計画の理念の第一に掲げられている『災害に強く安心して暮らせるまちづくり』に基づく政策は、被災者が一番強く望んでいる住宅再建の進捗を遅らせ、格差を広げ、被災沿岸部の人口流出にも歯止めをかけられず、仙台都市圏への人口集中を進行させる原因にもなっています。

また、村井知事は、被災者の命と健康にかかる最も優先されるべき「医療費の窓口負担免除及び介護利用料の一部負担免除処置」について財政難を理由に2013年に終了させ、市町村判断に委ねたままにしています。

奥山仙台市長も被災者の再三にわたる要請にかかわらず、多額の特別調整交付金を受け取りながら「財政的に負担が大きく、国の全額支援なくして継続は困難」として免除措置を打ち切りました。

さらに、村井知事は県内で保管されている8000ベクレル以下の放射性廃棄物を一般廃棄物と混焼する「一斎焼却」方針を市町村長会議で打ち出し、「特措法」に基づく処理を図ろうとしています。これまでに混焼を実施したところでは、焼却炉周辺での空間線量の上昇や土壤の放射能汚染が確認されています。地域住民にこれまで以上に被ばくを押し付けることはICRP（国際放射線防護委員会）が掲げる放射線防護の基本原則に反する誤りです。

奥山仙台市長は、2015年に住民への説明もなしに市内での「焼却処分」を強行した反省もないままに、村井知事の「一斎焼却」方針に全面的な協力を表明しました。焼却による放射能汚染の拡散を危惧する広範な住民運動の展開を前に、知事は「圏域内での処理」に方針を転換しましたが、たたかいは予断を許しません。

地方自治法第1条は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、・・」と規定しています。大災害に見舞われた県であり、地域だからこそ、地方行政にはこの基本を軸に進めるリーダーシップが強く求められています。

仙台市長選挙は目前に迫りました。10月には県知事選挙が行われます。ここに至って地方自治の基本の理解を欠いた者を首長に選ぶわけには行きません。

私たち県民センターは、被災者が希望の持てる復旧・復興を目指すうえで、被災地・被災者の福祉の増進を第一に掲げる市長・県知事の誕生を目指して、市民・県民とともに運動を進めていきます。「創造的復興」の名による「復興災害」から被災地・被災者、仙台市・宮城県を守りましょう。

以上

2017年6月24日

東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
設立6周年総会・参加者一同